

## 第4節

# ふれあいとあたたかいまちづくり



ふれあい茶屋(認知症カフェ)

# 第1項 協働による地域福祉の推進

2-4-1

## 基本方針

多様化・高度化する福祉ニーズに応じていくため、市民・地域・行政が協働しながら地域福祉の推進に取り組みます。ボランティアや福祉団体等と協働し、土浦型地域包括ケアシステム<sup>1</sup>「ふれあいネットワーク」の更なる充実を図ります。

## 現状と課題

- ◇ 急激な少子高齢化の進行に伴って、福祉に対するニーズは多様化・高度化しています。様々な課題への対応を進めていくためには、地域社会を基盤として市民・地域・行政が協働することにより地域福祉の推進を図ることが必要となっています。
- ◇ 家族形態の変化や近所づきあいの変容、生活様式の変化により、地域における連帯感が薄れつつあります。一方、地域における福祉の推進には、周囲の人々との支え合いを取り戻す必要があるとともに、日常生活圏域における連携を強化することが求められており、地域のボランティアや福祉団体等と協働し、地域として福祉を支えていくことが必要となっています。

## 施策の内容

### 施策1

地域包括ケアシステムの充実	中学校区ごとの地域において、行政・社会福祉協議会・保健医療機関・福祉施設・福祉サービス事業者等及び地域住民との連携を図り、地域包括ケアシステムである「ふれあいネットワーク」を充実させ、他人事を「我が事」に変える働きかけをする機能や地域の課題を「丸ごと」受け止める場を設ける「我が事・丸ごと」の地域づくりを推進します。
---------------	--

### 施策2

社会福祉協議会との連携強化	市の地域福祉計画と、社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画により地域福祉活動を促進し、市民参加による福祉事業の発展と福祉のまちづくりを推進する社会福祉協議会との連携を強化します。
---------------	--

### 施策3

民生委員児童委員活動の充実	情報提供及び研修等の実施により、民生委員児童委員活動への支援を充実させ、連携強化を図ります。
---------------	--

<sup>1</sup> 地域包括ケアシステム 少子高齢化に対応するために国が進めている政策で、地域における「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」の5つサービスを一体的に提供できる体制のこと。

## ■主要事業

事業名	事業概要
地域包括ケアシステムの充実	・地域福祉計画に基づく各種施策の推進 ・「ふれあいネットワーク」の推進

## ■主な所管部署

社会福祉課 障害福祉課 こども福祉課 高齢福祉課 社会福祉協議会

## 第2項

# 結婚から出産・子育てまでの 支援の充実

2-4-2

### 基本方針

出会いから子育て期に至るまでの様々なニーズに対応できるワンストップの総合的な相談支援体制を構築します。

また、安心して子どもを産み育てられる地域社会を実現するため、子育て支援をはじめとして、様々な教育・保育ニーズに対応できる環境整備を進めます。

さらに、保育所待機児童の解消や経済的支援など、親と児童のニーズに即した子ども福祉の充実を図ります。

### 現状と課題

- ◇ 本市の0～5歳人口は、平成24年4月1日時点で7,062人だったものが、平成28年4月1日現在では、6,364人と698人の減少となっており、減少傾向が継続しています。また、本市の平成28年の合計特殊出生率は1.32となっています。
- ◇ 地方創生の取組の中で、人口減少社会への対応として出生率の回復・上昇が求められています。一人ひとりの結婚観・家族観などの価値観によるところも大きいものの、基礎自治体として提供すべき各種支援・サービスの拡充を進め、結婚・出産・子育て世代の希望の実現に向けた応援が必要となっています。
- ◇ 家庭内外におけるつながりの欠如、都市化の進行等により、子育てに対する不安感や孤立感を抱える親が増えています。このため、「2015つちうらこどもプラン(子ども・子育て支援事業計画)」に基づく相談支援などを積極的に推進し、地域の中で安心して子育てのできる環境整備が求められています。
- ◇ 共働き世帯が専業主婦世帯を上回るなど働く女性が増加しており、仕事と子育ての両立を図る支援体制の確立が課題となっています。
- ◇ 多様化する保育ニーズに対応した施設の整備と保育サービスの充実が望まれています。また、近年の社会構造等の変化を背景として、就学前の子どもに関する教育・保育ニーズが高まりをみせています。
- ◇ 地域社会のつながりが希薄となる中、児童虐待の防止策として、市民が相談しやすい体制を整えるとともに、関係機関が連携し、速やかに対応することが必要となっています。また、出産後間もない時期での、育児ストレスや産後のうつ病などによって、不安や孤独感を抱えている家庭をケアする必要があります。

◇ ひとり親家庭の多くは、経済面や生活環境面での問題を抱えているため、経済的支援と併せて、就労支援や相談体制の整備を行っていく必要があります。

### ■合計特殊出生率の推移

区分	年	24	25	26	27	28
土浦市		1.34	1.33	1.39	1.31	1.32
茨城県		1.41	1.42	1.43	1.48	1.47
国		1.41	1.43	1.42	1.45	1.44

資料：人口動態保健所・市区町村別統計

### ■保育所の入所状況

(各年4月1日現在)

区分	年	24	25	26	27	28
0～5歳の人口(常住人口)		7,062	6,926	6,844	6,821	6,364
公立保育所	設置数	10	10	10	10	10
	定員(人)	910	910	910	910	910
	入所児(人)	853	769	738	684	701
	入所率(%)	93.7	84.5	81.1	75.2	77.0
民間保育所	設置数	12	12	12	12	12
	定員(人)	870	920	960	1,030	1,030
	入所児(人)	1,019	1,036	1,028	993	995
	入所率(%)	117.1	112.6	107.1	96.4	96.6
認定こども園 ※保育認定部分	設置数			2	9	9
	定員(人)			60	299	354
	入所児(人)			26	226	307
	入所率(%)			43.3	75.6	86.7
地域型保育	設置数					4
	定員(人)					96
	入所児(人)					73
	入所率(%)					76.0
計	設置数	22	22	24	31	35
	定員(人)	1,780	1,830	1,930	2,239	2,390
	入所児(人)	1,872	1,805	1,792	1,903	2,076
	入所率(%)	105.2	98.6	92.8	85.0	86.9

資料：子ども福祉課

## ■ひとり親世帯数の推移(児童扶養手当認定世帯)

(各年4月1日現在、単位：世帯)

区分	年	離別	死亡	廃疾	遺棄	未婚の女子	拘禁	計
	24	1,475	16	1	2	181	6	1,681
	25	1,475	17	1	2	190	6	1,691
	26	1,427	13	1	3	193	3	1,640
	27	1,383	12	1	2	196	2	1,596
	28	1,401	11	1	2	197	1	1,613

資料：こども福祉課

## ■児童館の利用状況

(単位：人)

区分	都和児童館					ポプラ児童館				
	幼児	小学生	中高生	大人	計	幼児	小学生	中高生	大人	計
24	4,145	10,162	601	3,783	18,691	6,937	6,324	879	7,217	21,357
25	4,244	9,760	1,135	3,914	19,053	6,903	6,472	645	7,173	21,193
26	3,190	7,231	630	3,176	14,227	8,174	5,445	202	8,179	22,000
27	3,246	7,864	524	3,678	15,312	7,856	4,838	311	7,761	20,766
28	3,335	7,848	784	4,021	15,988	6,661	3,566	446	6,960	17,633

区分	新治児童館				
	幼児	小学生	中高生	大人	計
24	6,598	1,352	10	6,395	14,355
25	5,509	1,056	14	5,412	11,991
26	5,021	1,147	36	5,536	11,740
27	5,861	884	70	5,418	12,233
28	3,694	990	15	3,995	8,694

資料：こども福祉課

## ■子育て交流サロンの利用状況

(単位：人)

区分	子育て交流サロン「わらべ」					子育て交流サロン「のぞみ」				
	開所日数	保護者	こども	合計	1日平均	開所日数	保護者	こども	合計	1日平均
24	234	1,823	2,231	4,054	17.3	293	4,055	4,587	8,642	29.5
25	294	2,615	2,874	5,489	18.7	294	4,722	5,316	10,038	34.1
26	293	2,999	3,636	6,635	22.6	293	4,543	5,091	9,634	32.9
27	294	2,671	3,304	5,975	20.3	294	3,628	4,350	7,978	27.1
28	293	3,327	3,985	7,312	25.0	293	3,039	4,019	7,058	24.1

※「わらべ」は、平成24年10月11日から12月19日まで耐震補強工事により休館。

資料：こども福祉課

## 成果指標・目標値

指 標	現状値	目標値	主体ごとの役割		
			市 民	事業者	行 政
保育所待機児童数(毎年4月1日現在)	10人	0人	△	○	◎
充実した子育て支援環境を象徴する、保育所の整備状況を表す指標です。現在発生している待機児童の解消を目標とします。					
子育て支援拠点施設の利用者数	68,784人	73,000人	○	○	◎
子育て支援拠点施設の利用者数を表す指標です。子育て支援環境の充実を図り、毎年年間利用者数の1%の伸びを目標とします。					

## 施策の内容

### 施策 1

結婚支援の充実	NPO <sup>1</sup> ・民間事業者との連携を中心としながら、異性との出会い・知り合うきっかけの提供を通じて、結婚希望の実現を支援します。
---------	--

### 施策 2

地域における子育て支援の充実	地域における子育てサービスの充実を図るとともに、子育てに関する意識の啓発に努めます。また、ファミリーサポートセンター <sup>2</sup> や一時預かり事業の実施、各種相談事業などを充実していきます。
----------------	--

### 施策 3

子育てに関する経済的支援の充実	経済的負担の軽減のため、出産費用や医療費の助成、保育料の軽減、私立幼稚園就園奨励費補助金及び私立幼稚園等の保護者助成金等の経済的支援の充実を図ります。
-----------------	---

### 施策 4

職業と家庭の両立支援	職業と家庭の両立を支援するため、保育サービスや放課後児童対策の充実を図ります。
------------	---

### 施策 5

要保護児童等対策の充実	保育所・幼稚園・学校・児童相談所等関係機関と連携し、要保護児童等の早期発見に努めるとともに、地域包括ケアシステムを活用して適切な対応を図ります。
-------------	--

<sup>1</sup> NPO Non Profit Organizationの略。利益を目的としない組織(民間非営利団体)のこと。

<sup>2</sup> ファミリーサポートセンター 地域において、子育ての援助を受けたい者と援助を行いたい者を会員とし、相互援助活動を行う組織。

## 施策6

ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進	母子家庭や父子家庭などの経済的な安定と自立促進を図るため、多様な家庭の実情やニーズにあった支援に努めます。
---------------------	---

### 主要事業

事業名	事業概要
結婚支援事業の充実	・いばらき出会いサポートセンターと連携した結婚支援事業の推進
こどもプランの推進	・こどもプランに基づく各種施策の推進
地域子育て支援拠点の充実	・児童館の運営 ・子育て交流サロンの運営 ・地域子育て支援センターの運営 ・子育て世代包括支援センターの運営
子育てに関する経済的支援の充実	・多子世帯保育料軽減事業 ・ファミリーサポートセンターのひとり親や多子世帯への助成による利用促進
保育体制の充実	・公立保育所の民間活力導入 ・保育ニーズに対応した特別保育の推進
要保護児童対策の充実	・要保護児童対策地域協議会の運営
自立支援の推進	・ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業 <sup>3</sup>

### 主な所管部署

障害福祉課    こども福祉課    国保年金課    健康増進課    教育総務課    学務課    生涯学習課  
指導課



ポプラ児童館読み聞かせ

<sup>3</sup> ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業 ひとり親家庭の父又は母が、就職に有利で、生活の安定に役立つ資格を取得するため、養成機関などで修学する場合に、給付金を支給する等の事業。



**基本方針**

障害のある人もない人も相互に認め合い、ともに生きる社会を実現するため、障害や難病のある方が地域社会の中で必要な支援を受け、かけがえのない個人として生活できるよう、地域住民・関係機関と協働による障害者福祉を推進します。

また、基幹相談支援センターをはじめとした、相談支援体制の充実を図り、早期療育・就労支援など、ライフステージに応じた適切な支援により、自立と社会参加を促進します。

**現状と課題**

- ◇ 本市では、平成29年4月1日現在、障害者手帳交付者は、身体障害者4,264名、知的障害者889名、精神障害者812名となっています。また、身体障害者手帳交付者に占める65歳以上の割合が69%となっており、近年は、急速な高齢化や生活習慣病の増加を背景に、障害が重度重複化する傾向にあります。
- ◇ 個人の多様なニーズに対応する生活支援体制の整備やサービス基盤の量的・質的な充実を計画的に推進し、障害のある・なしに関わらず、安心してともに暮らせる共生社会の実現に向けた、サービス提供体制の確立が求められています。
- ◇ 障害のある人がライフステージに応じて、文化・スポーツ等の様々な活動に積極的に参加することができるよう、障害者団体やサービス提供事業所などと連携を図る必要があります。
- ◇ 地域において健康的な生活を送るためには、障害の内容や状況に応じた、保健指導や医療の提供を行う必要があります。また、障害の早期発見や機能訓練等による軽減を図るため、関係機関との連携が求められています。
- ◇ 障害のある・なしに関わらず子どもたちが、学校や地域の中でともに学び、遊び、豊かな人間関係を築く環境づくり、療育から学校生活、卒業後の就労等へ円滑に結びつく支援体制づくりが求められています。
- ◇ 障害のある人が、その能力を活かして働けるよう、企業や就労支援機関と連携し、多様な就労支援体制を図る必要があります。
- ◇ 障害のある・なしに関わらず全ての人が地域で暮らせるように、障害のある人に対する理解、啓発を図り、誰もが支え合う共生社会の実現が求められています。
- ◇ 障害のある人が安心して快適に外出や社会参加できるよう、施設等のバリアフリーのみならず、道路や交通手段、移動支援等の環境整備を着実に推進していくとともに、情報バリアフリー化を推進する必要があります。また、安心して安全な生活に向けて、地域の防災体制づくりなど緊急時における体制の構築に努めていく必要があります。

## ■身体障害者手帳の交付者数

(平成29年4月1日現在)

区分	18歳未満		18歳以上		合 計	
	実数(人)	構成比(%)	実数(人)	構成比(%)	実数(人)	構成比(%)
視覚障害	4	4.7	288	6.9	292	6.8
聴覚障害	10	11.6	312	7.5	322	7.6
音声言語障害	0	0	50	1.2	50	1.2
肢体不自由	62	72.1	1,988	47.6	2,050	48.1
内部障害	10	11.6	1,540	36.8	1,550	36.3
合 計	86	100	4,178	100	4,264	100

資料：障害福祉課

## ■療育手帳の交付者数

(平成29年4月1日現在)(単位：人)

区 分	18歳未満	18歳以上	合 計
重 度	86	319	405
中 度	56	190	246
軽 度	69	169	238
合 計	211	678	889

資料：障害福祉課

## ■精神障害者保健福祉手帳の交付者数

(平成29年4月1日現在)(単位：人)

	1級	2級	3級	合 計
手帳交付者数	88	475	249	812

資料：障害福祉課

## ■成果指標・目標値

指 標	現状値	目標値	主体ごとの役割		
			市 民	事業者	行 政
手話奉仕員等養成研修受講者数	32人	36人	◎	◎	◎
助け合いのまちの実現状況を表す指標です。より充実した助け合い環境の実現のための人材数の確保を目標とします。					
就労訓練(就労移行、就労継続)を受けた方のうち一般就労した人数	35人/年	55人/年	◎	◎	◎
障害者の就労支援への取組成果を表す指標です。関係機関との連携を図りつつ、就労に向けた訓練等を強化することにより、一般就労した人数を指標とします。					
児童発達支援実利用数	215人/年	250人/年	◎	○	◎
未就学の発達に特別な支援が必要な子どもに、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を支援します。					
計画相談支援実利用者数	918人/年	1,407人/年	◎	○	◎
障害福祉サービスの利用状況を表す指標です。サービス等利用計画の作成・運用により、適切なサービス利用と継続的なケアマネジメントの支援を行います。					

指 標	現状値	目標値	主体ごとの役割		
			市 民	事業者	行 政
福祉の店「ポプラ」の来場者数	18,800人/年	20,000人/年	◎	○	◎
障害者の作品展示・販売を通じ、障害者と市民の交流をする場として来場者の指標を設定しています。					

## 施策の内容

### 施策 1

助け合いのあるまちづくり	障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、基幹相談支援センターや障害者虐待防止センター <sup>1</sup> 事業を推進し、ともに生きる社会の実現を目指します。
--------------	--

### 施策 2

活動しやすい安心・安全なまちづくり	<p>バリアフリーのまちづくりを推進し、快適な居住環境の整備と行動範囲の拡大支援、緊急時救援体制の整備、情報のバリアフリー化を推進します。</p> <p>さらに「防災の手引き」の周知に努め、障害者やその介護者、支援者等の災害に対する意識を高め、障害者等のための安心安全な生活の支援を図ります。</p>
-------------------	--

### 施策 3

総合的な障害福祉サービスの提供	<p>障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画など各種計画に基づいた、総合的なサービス提供の基盤整備を進めるとともに、ケアマネジメントを充実させ、相談支援体制を強化します。</p> <p>また、計画的な自立支援給付の提供と地域生活支援事業の実施に加え、情報提供やコミュニケーション支援体制を充実させ、関係機関と連携して地域での生活を支援します。</p>
-----------------	---

### 施策 4

健康づくり・障害の早期対応	障害の早期発見に対する療育相談・療育指導の充実に加え、こころの健康や難病のため支援が必要な方に対して、医療や保健の関係機関と連携して、生活支援を図ります。
---------------	---

### 施策 5

個性を活かす教育・療育の推進	特別な支援を必要とする子どもへの個性に応じた、療育指導体制と将来にわたる教育支援体制の充実を図ります。また、スポーツや生涯学習、文化活動等への多面的な支援を行います。
----------------	---

<sup>1</sup> 障害者虐待防止センター 障害者虐待防止法に基づき設置されるもので、虐待の通報・届け出の受理、相談・指導・助言、広報等の業務を担う。

## 施策6

<b>就労支援と働く場づくり</b>	<p>ハローワークや障害者の就労支援を行う事業所など関係機関との連携を強化し、一般就労への移行や福祉的就労を含めて、就労移行支援事業や就労継続支援事業等の充実を図ります。</p> <p>障害の状況に応じた多様な作業訓練、職業訓練等の日中活動の場、福祉の店「ポプラ」を拠点とした、社会参加活動支援事業を通じて、社会参加の場を確保します。</p>
--------------------	---

## 主要事業

事業名	事業概要
<b>総合的な福祉サービスの提供</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画に基づく総合的な福祉サービスの充実と基盤整備</li><li>・ 計画的な福祉サービスの提供</li><li>・ 一体的な支援ネットワークの強化</li></ul>
<b>相談支援体制の充実</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 基幹相談支援センターの充実</li><li>・ 早期療育支援・計画相談支援の充実</li></ul>
<b>障害者の参加と雇用の促進</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 就労支援事業の充実</li><li>・ 福祉の店「ポプラ」の活用</li></ul>

## 主な所管部署

障害福祉課 健康増進課 社会福祉協議会

## 第4項

# 生きがいを持ち、元気で安心して暮らせる 高齢者福祉の充実

2-4-4

### 基本方針

地域の高齢者が生きがいを持って生き生きと生活できるように、地域社会との接点となる社会活動や生涯学習等への積極的な支援に努めます。

また、地域包括支援センター<sup>1</sup>の運営強化と多職種との連携により住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域包括ケアシステムの充実を図ります。

### 現状と課題

- ◇ 本市の65歳以上の高齢者人口は、平成29年4月1日現在で39,129人、高齢化率は27.3%となっており、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる平成37年には、高齢者人口が約41,000人、高齢化率が30%に達すると見込まれます。高齢化の進展により、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加に加えて、寝たきりや認知症など介護を必要とする高齢者も、今後ますます増加していくことが予想されます。
- ◇ 高齢者ができる限り住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らしていくためには、関係機関等の連携により地域ぐるみで高齢者一人ひとりの生活を総合的に支援していく体制が必要となっています。
- ◇ 少子高齢化など地域社会が変化する中で、高齢者が事件・事故やトラブルに巻き込まれることも多く、身近な地域における相互支援体制の充実をはじめ、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者等の要援護者対策や交通弱者対策の強化など、安心・安全を確保する仕組みの構築が求められています。
- ◇ 高齢者が自らの経験や知識を活かして地域づくりに積極的に参加するなど、生きがいと誇りを持って暮らせる地域社会づくりは、今後ますます重要となることから、高齢者の健康増進及び高齢者の持つ意欲と能力を発揮できる環境整備を推進する必要があります。

### 要援護高齢者の推移

(各年4月1日現在、単位：人)

区分 年	ねたきり高齢者			認知症高齢者			ひとり暮らし高齢者		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
25	444	955	1,399	738	1,684	2,422	906	2,249	3,155
26	452	927	1,379	803	1,797	2,600	949	2,236	3,185
27	486	970	1,456	904	1,894	2,798	899	2,169	3,068
28	432	913	1,345	924	1,946	2,870	843	2,091	2,934
29	413	825	1,238	985	1,944	2,929	799	1,979	2,778

資料：高齢福祉課

<sup>1</sup> 地域包括支援センター 介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関のこと。

## 成果指標・目標値

指 標	現状値	目標値	主体ごとの役割		
			市 民	事業者	行 政
認知症サポーター養成講座の受講者数	7,588人	16,250人	◎	◎	◎
認知症サポーター養成数を表す指標です。平成30度から毎年1,450人の認知症サポーターを養成することを目標とします。					
認知症施策への認知症サポーター養成講座修了者の参画	31人	100人	◎	○	◎
認知症施策を充実させ、養成した認知症サポーターとの協働による推進を図ります。毎年10人の認知症サポーターの協力を得ることを目標とします。					
通いの場(介護予防運動)の参加者数	15,000人	19,000人	◎	◎	◎
地域で開催する通いの場(運動教室)への参加者数を表す指標です(延べ人数)。現状の参加者数に75歳以上の高齢者の伸び率を踏まえ目標値を算出し、年齢を重ねても継続して参加できるような通いの場の創出・拡充支援を行います。					
生きがい対応型デイサービス事業における60歳以上の利用者数	67,855人	72,000人	○	◎	◎
高齢者が生きがいを持って暮らすことのできるまちづくりの進捗状況を表す指標です(延べ人数)。毎年年間利用者数の1%の伸びを目標とします。					

## 施策の内容

### 施策1

生活支援の推進	ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が安心して生活できるよう、また、高齢者が要介護状態等にならずに自立した日常生活を営むことができるよう、地域のニーズに応じた多様なサービスの創出、提供を行います。
---------	--

### 施策2

地域包括支援センターの体制整備	配置する職員の専門性を活かして、医療機関、介護サービス事業者などの多職種との連携や、地域のボランティアなどと協働し、地域の高齢者の生活を支援するとともに、体制を強化し、効果的かつ効率的な運営体制の構築を図ります。
-----------------	--

### 施策3

安心して暮らせる環境づくり	関係機関と協力し、高齢者に対する地域における声かけや見守り体制の充実を図るとともに、災害時において高齢者や要介護者が安全に避難できるよう、要援護者支援にかかる連携体制を強化します。 また、住み慣れた家で暮らし続けることができるよう、医療と介護の連携強化と認知症の早期発見・早期支援及び認知症の方を地域で支え合う体制整備に努めます。
---------------	--

## 施策4

介護予防・生きがいづくりの推進	高齢者が健康を維持し、自分の能力を活かして地域社会への積極的な参加ができるよう、介護予防の普及啓発及び地域で介護予防体操などを行う通いの場の活動推進、知識を高める事業や社会に貢献する事業及び生活に潤いを与える事業の充実に努めます。
-----------------	---

## 主要事業

事業名	事業概要
生活支援の推進	・生活支援体制整備事業 ・介護予防・日常生活支援総合事業〔内「介護予防・生活支援サービス事業」〕
要介護高齢者に対する相談支援の強化	・地域包括支援センター体制整備事業
在宅療養の支援強化	・在宅医療・介護連携拠点事業
認知症施策の推進	・認知症施策推進事業 ・認知症サポーター養成事業
介護予防・生きがいづくりの推進	・介護予防・日常生活支援総合事業〔内「一般介護予防事業」〕 ・生きがい対応型デイサービス事業 ・高齢者クラブ助成事業 ・ふれあいいきいきサロン事業

## 主な所管部署

高齢福祉課 健康増進課 社会福祉協議会



介護予防体操教室

## ■基本方針

誰もが生涯にわたって健康で安定した生活を送るために、適切な社会保障制度の運用や、相談体制の充実を図るとともに、国民健康保険制度や介護保険制度の適正な運営を行います。

また、生活保護制度の適正な運用により、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、自立に向けて継続的な支援を推進します。

## ■現状と課題

- ◇ 本市の平成28年度末現在における社会保障制度の状況は、国民健康保険被保険者数が37,716人、後期高齢者医療被保険者数が18,513人、介護保険は居宅介護(支援)サービス受給者数3,599人、施設介護サービス受給者数1,062人、国民年金は、被保険者数27,917人となっています。また、生活保護受給者は、1,028世帯、1,239人となっています。
- ◇ 国民健康保険制度は、長年にわたり地域住民の医療の確保と健康の保持増進に大きく貢献してきましたが、増大する医療費、少子高齢化の進展等を背景に、国民皆保険を将来にわたって堅持し、制度の安定的な運営が可能となるよう、平成30年度から、都道府県と市町村とが共に国民健康保険の運営を担うことになりました。都道府県は財政運営の責任主体となり、市町村はこれまでどおり、地域住民に身近な関係の中で地域におけるきめ細かい事業を行う必要があります。
- ◇ 国民健康保険税の収納率は低迷しており健全財政を確保するため収納率向上が課題となっています。
- ◇ 後期高齢者の医療費は、高齢化の進展や医療の高度化等に伴い、今後、ますます増大することが見込まれています。後期高齢者が安心して医療を受けられるよう後期高齢者医療制度を維持していくために、医療費の適正化や健康診査事業の強化が求められています。
- ◇ 介護保険については、高齢化の進展により介護サービス利用者が急増し、介護給付費の急速な増加に伴い介護保険料が上昇しています。また、サービス提供事業所の職員不足等によるサービスの質の低下が懸念されています。介護が必要になったとき、市民が安心して利用できるように、介護サービスの質の向上、情報の提供及び介護サービス基盤の適正な整備を促進することが重要になっています。
- ◇ 医療福祉制度として、子育て世帯、重度心身障害者及び妊産婦に対して、医療費の公費助成により負担軽減を図り、必要とする医療を受けられるよう医療環境の充実が求められています。
- ◇ 国民年金は国民共通の基礎年金として、充実・安定を基本とした制度であり、増加する未納者への対策が求められています。
- ◇ 所得環境の厳しさや高齢化の進行により生活困窮者が増加傾向にあり、相談支援体制や自立支援策の強化が求められています。



**■国民健康保険の推移**

区分 \ 年度	24	25	26	27	28
住民基本台帳人口 (年度末)(人)	145,843	145,125	144,532	143,726	143,182
国保被保険者数 (年度末)(人)	44,093	42,827	41,545	40,198	37,716
国保被保険者数 (年度平均)(人)	44,537	43,687	42,537	41,022	39,172
国保世帯数 (年度末)(世帯数)	24,735	24,353	23,950	23,621	22,747
加入率 (年度末)(%)	30.2	29.5	28.7	28.0	26.3
総受診件数 (件)	613,049	615,551	614,432	610,996	590,086
医療給付費用額 (円)	12,418,938,454	12,610,417,590	12,619,191,531	12,682,632,364	12,339,477,093
一人当たり費用額 (円)	278,845	288,654	296,664	309,167	315,008
保険税現年度 調定額(円)	4,098,288,300	4,065,314,800	4,135,979,900	4,027,202,310	3,868,014,700
一人当たり調定額 (円)	92,020	93,055	97,233	98,172	98,744

資料：国保年金課

**■後期高齢者医療の推移**

区分 \ 年度	24	25	26	27	28
後期高齢者医療 被保険者数 (年度末)(人)	16,113	16,569	17,090	17,734	18,513
後期高齢者医療 被保険者数 (年度平均)(人)	15,766	16,277	16,754	17,313	18,055
総受診件数 (件)	424,602	446,056	467,777	486,912	506,802
医療給付費用額 (円)	12,588,210,378	13,305,985,461	13,901,142,990	14,261,056,350	14,741,366,992
一人当たり 費用額(円)	798,440	817,472	829,721	823,720	816,470
保険税現年度 調定額(円)	1,039,606,100	1,081,648,700	1,097,328,600	1,095,722,600	1,166,723,800
一人当たり 調定額(円)	65,940	66,453	65,497	63,289	64,621

資料：国保年金課

## ■要介護・要支援認定者の推移

(各年4月1日現在、単位：人)

年	区分	要支援	要支援	要介護	要介護	要介護	要介護	要介護	合計	認定率 (%)
		1	2	1	2	3	4	5		
25	第1号	392	479	1,049	986	717	638	543	4,804	13.9
	第2号	5	17	39	32	16	22	20	151	—
	計	397	496	1,088	1,018	733	660	563	4,955	—
26	第1号	458	503	1,131	1,032	743	646	558	5,071	14.2
	第2号	10	11	39	29	16	15	27	147	—
	計	468	514	1,170	1,061	759	661	585	5,218	—
27	第1号	407	539	1,203	1,089	799	693	551	5,281	14.3
	第2号	8	12	39	32	14	17	27	149	—
	計	415	551	1,242	1,121	813	710	578	5,430	—
28	第1号	431	497	1,280	1,127	836	772	552	5,495	14.5
	第2号	12	9	43	31	12	16	20	143	—
	計	443	506	1,323	1,158	848	788	572	5,638	—
29	第1号	429	532	1,314	1,219	897	759	578	5,728	14.8
	第2号	8	14	37	38	10	14	15	136	—
	計	437	546	1,351	1,257	907	773	593	5,864	—

※上記の区分のうち、第1号は65歳以上で認定を受けた方、第2号は40歳から64歳で老化が原因とされる特定の病気により認定を受けた方。

資料：高齢福祉課

## ■生活保護の推移

(各年度末現在)

区分	年度	24	25	26	27	28
世帯数	(世帯)	931	975	987	1,015	1,028
受給者数	(人)	1,164	1,204	1,203	1,234	1,239
保護率	(%)	8.2	8.5	8.5	8.8	8.9
年間扶助費	(千円)	2,231,397	2,222,562	2,302,466	2,307,901	2,302,252

資料：社会福祉課

## ■成果指標・目標値

指標	現状値	目標値	主体ごとの役割		
			市民	事業者	行政
国民健康保険税収納率(現年度分)	87.85%	92%	◎	△	◎
国民健康保険事業の健全化への取組状況を表す指標です。茨城県国民健康保険運営方針の現年度分目標収納率を目標とします。					
施設入所待機者の割合	3.74%	1.87%	○	◎	◎
介護サービス事業所の適正な整備の取組状況を表す指標です。介護サービスの適正な基盤整備を促進するとともに、在宅サービスの充実を図り、施設入所待機者の解消を目指します。					

## 施策の内容

### 施策 1

国民健康保険制度	<p>国民健康保険被保険者の納税意識の高揚、収納率向上、納税相談の充実及びジェネリック医薬品の利用促進などの医療費の適正化に努め、国保財政の健全化を図ります。</p> <p>治療重点の医療から疾病の予防を重視した保健医療体系への転換を図り、糖尿病、高血圧症、高脂血症といった生活習慣病の予防に着目した特定健診及び特定保健指導を充実強化します。</p>
----------	---

### 施策 2

後期高齢者医療制度	<p>後期高齢者への適切な医療を確保するために、後期高齢者医療広域連合などの関係機関と連携を図りながら、医療費の適正化に努めます。</p> <p>また、生活習慣病予防のための健康診査を実施するほか、健診費の補助により負担軽減を図り、受診を促進します。</p>
-----------	---

### 施策 3

介護保険制度	<p>安心して介護保険が利用できるよう、介護サービスの質の向上を目指します。住み慣れた地域で24時間・365日安心して暮らせるよう、介護サービスの基盤整備を促進するとともに、サービス事業所の内容開示や介護情報の提供、ケアマネジャーとの連携を強化し、より良いサービスが選択できる環境づくりに努めます。</p> <p>また、介護保険事業計画を3年ごとに見直し、市民のニーズに即した施策を展開するとともに、適切な介護保険料の設定及び低所得者への対応を図り、安定した介護保険制度の運営に努めます。</p>
--------	--

### 施策 4

医療福祉制度	<p>子育て世帯の医療費の軽減対策を行い、安心して子育てできる環境の充実を図るとともに、ひとり親家庭、重度心身障害者及び妊産婦に対しても引き続き医療費の助成を行い、負担軽減を図ります。</p>
--------	--

### 施策 5

国民年金制度	<p>日本年金機構と協力・連携を図りながら、広報紙や年金パンフレット等を用いた制度の啓発活動を行うとともに、窓口相談の充実を図ります。</p>
--------	---

## 施策6

生活保護制度	低所得者世帯への相談支援体制の充実を図るとともに、病状調査や診療報酬明細書点検の徹底、自立・就労支援の強化、関係機関等との連携による適正実施に努め、生活の支援を図ります。
--------	---

## 施策7

生活困窮者自立支援	生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行います。
-----------	---

## 主要事業

事業名	事業概要
国民健康保険	・医療費適正化の推進
後期高齢者医療	・健康診査事業、疾病予防事業(人間ドック・脳ドック受診等)の推進
介護保険	・介護保険の適正な運営
医療福祉費助成事業	・妊産婦、小児、ひとり親家庭の父子・母子、重度心身障害者を対象とした医療費の助成
国民年金	・国民年金制度の啓発
生活保護	・被保護世帯の自立支援と保護の適正実施 ・相談支援体制の充実
生活困窮者自立支援事業	・自立相談支援事業と住居確保給付金の適正な実施 ・学習支援事業の実施

## 主な所管部署

社会福祉課 高齢福祉課 国保年金課 健康増進課 社会福祉協議会

## ■基本方針

市民一人ひとりが健康で生きがいのある生活を送るために、食生活の改善や健康管理に対する意識啓発と、疾病予防のための保健指導の充実とともに、母子保健や子育て支援の推進を図ります。

また、地域内の医療拠点に対し、支援することにより、地域医療体制の充実を図ります。

## ■現状と課題

- ◇ 高齢者人口の急速な増加や昨今の食生活をめぐる環境の変化等に伴い、本市においても、「がん」「心疾患」「脳血管疾患」に加え、重大な合併症を引き起こす恐れのある糖尿病などの生活習慣病対策は、市民が生涯を通し健康でいきいきと生活する上で重要な課題となっていることから、「第2次健康つちうら21（健康増進計画・食育推進計画）」を推進し健康寿命の延伸を図っていく必要があります。
- ◇ 育児の孤立化など子どもと子育てを取り巻く環境が大きく変化している中、未来を担う子どもが心身ともに健やかに成長するため、また、その家族が安心して子育てができるよう、妊娠期からの切れ目ない保健サービスにより支援していくことが求められています。
- ◇ 乳幼児の予防接種制度は変化しており、適切な情報提供を通し、各種予防接種率の向上が求められています。新たな感染症対策においては、保健所や医療機関など関係機関と連携し、迅速に対応する必要があります。
- ◇ 救急医療対策については、休日・夜間における市民の医療についての安心感を高めるため、継続して救急医療体制の充実を図る必要があります。
- ◇ 誰もが住み慣れた地域で安心して医療を受けるためには、病診連携の充実など地域医療提供体制を確保していくとともに、市民に対し「かかりつけ医」「かかりつけ歯科医」「かかりつけ薬剤師」を持つことを推奨し、気軽に相談できる体制づくりが必要となっています。

## ■妊娠届出数及び妊婦・乳幼児健診の実施状況

(単位：人)

区分	年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
妊娠届出数		1,315	1,296	1,289	1,321	1,238	1,288	1,225	1,172	1,136	1,141
妊婦委託健康診査		2,362	6,586	14,019	14,731	14,683	14,344	13,756	13,876	13,166	12,698
乳児委託健康診査		1,858	1,721	1,678	1,544	1,605	1,687	1,694	1,599	1,588	1,443
4か月児健康診査		1,163	1,186	1,120	1,130	1,179	1,094	1,132	1,107	1,037	1,028
1歳6か月児健康診査		1,198	1,211	1,182	1,158	1,095	1,177	1,088	1,089	1,102	1,047
3歳児健康診査		1,177	1,099	1,186	1,130	1,205	1,057	1,049	1,114	1,069	1,081
おやこの 歯科健診	子	685	685	734	748	645	728	771	738	759	769
	母	379	379	334	346	340	349	355	356	391	369

資料：健康増進課

## ■基本健康診査・がん検診等の実施状況

(単位：人)

区分	年度	24	25	26	27	28
さわやか健康診査		641	602	557	498	669
特定健康診査		8,503	8,570	9,212	9,733	9,953
後期高齢者健康診査		1,885	1,939	2,082	2,318	2,583
胃がん検診		3,751	3,846	3,713	3,636	3,475
子宮がん検診		3,963	4,007	4,848	3,810	3,610
乳がん検診		3,266	3,847	3,678	3,495	3,852
大腸がん検診		5,658	6,105	5,880	6,225	5,924
胸部検診		6,299	6,348	6,865	6,857	7,117
内喀痰検診		102	118	99	115	51
前立腺がん検診		1,874	1,987	2,096	2,234	2,326
腹部超音波検診		2,131	2,080	2,143	2,199	2,309
骨粗鬆症検診		1,590	1,485	1,435	1,485	1,374

資料：健康増進課

■予防接種の実施状況

(単位：人)

区分	年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
ヒブ		—	—	—	—	4,677	4,582	4,814	4,855	4,378	4,132
小児用肺炎球菌		—	—	—	667	5,525	4,924	4,770	4,685	4,314	4,160
4種混合		—	—	—	—	—	847	3,625	4,518	4,474	4,269
3種混合		5,426	5,182	4,838	4,982	5,039	3,980	1,258	214	5	1
ポリオ(生ワクチン)		2,422	2,527	2,278	2,257	1,970	1,203	—	—	—	—
不活化ポリオ		—	—	—	—	—	3,439	1,424	634	136	81
BCG		1,249	1,264	1,151	1,182	1,178	1,071	1,081	1,110	1,088	1,041
麻しん・風しん混合 (1期2期)		2,505	2,363	2,429	2,299	2,266	2,409	2,244	2,267	2,154	2,150
水痘		906	975	844	1,003	1,037	1,092	1,147	2,476	2,311	2,045
日本脳炎		541	707	2,114	5,286	8,094	5,605	4,860	5,684	5,347	5,157
2種混合 (学校集団接種)		1,317	1,389	1,337	1,332	1,337	1,321	—	—	—	—
2種混合(個別接種)		—	—	—	—	—	59	936	1,094	893	1,019
子宮頸がん予防		—	—	—	505	4,505	2,095	537	30	10	10
ロタウイルス		—	—	—	—	—	—	—	1,663	1,612	1,636
おたふくかぜ		1,093	1,186	1,025	1,256	1,161	1,330	1,358	1,405	1,375	1,260
小児インフルエンザ		—	—	—	—	16,159	15,759	15,480	14,911	14,273	13,981
成人用肺炎球菌		—	—	—	—	—	1,984	2,483	12,208	2,867	2,364
高齢者インフルエンザ		17,535	18,779	18,313	19,302	18,743	19,010	19,392	21,065	20,037	21,140
B型肝炎		—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,584

資料：健康増進課

■主要死因別死亡者数の推移

年度	区分	悪性 新生物	心疾患	脳血管 疾患	肺炎	老 衰	不慮の 事故	自 殺	その他	計
24	人数(人)	420	188	132	125	108	52	30	381	1,436
	構成比(%)	29.3	13.1	9.2	8.7	7.5	3.6	2.1	26.5	100
25	人数(人)	395	208	142	112	118	60	42	369	1,446
	構成比(%)	27.4	14.4	9.8	7.7	8.2	4.1	2.9	25.5	100
26	人数(人)	400	211	148	119	124	46	31	381	1,460
	構成比(%)	27.3	14.5	10.1	8.2	8.5	3.2	2.1	26.1	100

資料：土浦保健所

## 成果指標・目標値

指 標	現状値	目標値	主体ごとの役割		
			市 民	事業者	行 政
3歳児健康診査受診率	97.7%	98.0%	◎	△	◎
乳幼児期の保健事業の成果を表す指標です。子ども・子育て支援事業計画に用いた指標で、乳幼児の健康増進を図るため、健診受診率の現状値の維持を目標とします。					
食生活改善推進員・運動普及推進員数	286人	315人	◎	△	◎
市民・地域・行政が協働しながら健康づくりを推進する指標です。10%増の315人を目標とします。					

## 施策の内容

### 施策 1

健康づくりの推進	<p>健康づくりのための地区組織である食生活改善推進員や運動普及推進員の育成及び活動支援を図り、地域住民が自ら健康づくりに取り組む体制の充実を図ります。</p> <p>また、保健指導や健康教育の充実を図り生活習慣病を予防するとともに、健康診査や各種がん検診の受診率を高め、疾病の早期発見に努めます。</p>
----------	---

### 施策 2

母子保健の充実	<p>妊娠期・出産期・乳幼児期を通じた切れ目のない保健サービスにより、子どもと子育て家庭の心身の健康保持・増進が確保されるよう、健康診査、その他の母子保健事業の充実を図ります。</p>
---------	--

### 施策 3

感染症予防対策の推進	<p>各種予防接種の接種率の向上に努めます。</p> <p>新型インフルエンザ等の新たな感染症や大規模災害発生時の感染症予防の充実を図ります。</p>
------------	---

### 施策 4

救急医療体制の充実	<p>医師会、歯科医師会及び関係医療機関との連携により、初期救急医療体制として休日緊急診療所や休日の在宅当番医制など、休日・夜間の緊急診療体制の充実を図るとともに、第二次救急<sup>1</sup>医療体制として病院群輪番制<sup>2</sup>の充実に努めます。</p> <p>私的二次救急告示医療機関に対し、救急搬送件数に応じた支援を行うことで救急搬送受け入れ体制の円滑化を図ります。</p>
-----------	---

<sup>1</sup> 二次救急 入院や手術を必要とする患者が対象となる救急医療のこと。

<sup>2</sup> 病院群輪番制 地域内の病院群が共同連帯して、輪番制方式により休日・夜間等における重症救急患者の診療を受け入れる体制を整備すること。



## 施策 5

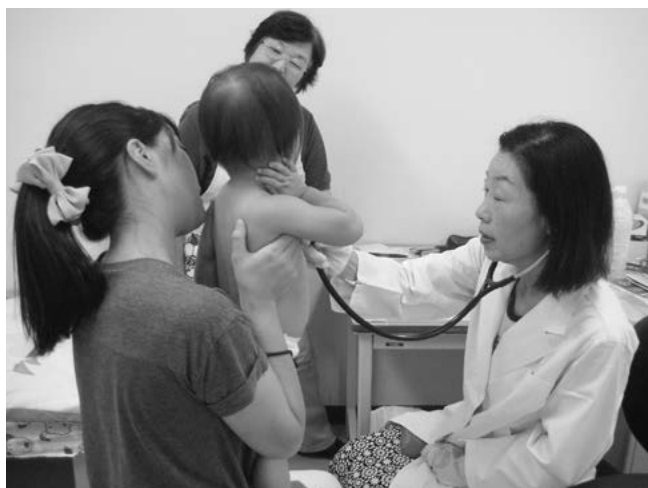
地域医療の充実	<p>筑波大学と連携して地域医療提供体制のあり方や医師の定着促進を図るため寄附講座を継続するとともに、核となる病院と「かかりつけ医」との連携を強化促進し、地域医療体制の充実を図ります。</p> <p>公的医療機関の運営経費に対して助成し、医療体制の強化を図ります。</p>
---------	--

## 主要事業

事業名	事業概要
健康増進施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2次健康つちうら21に基づく施策の推進、次期計画の策定</li> </ul>
生活習慣病予防対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康診査及び各種がん検診等の充実</li> <li>・生涯にわたる食育の推進</li> <li>・健診結果を活かした健康教育、健康相談など生活習慣病予防対策の推進</li> </ul>
母子保健の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て世代包括支援センターとの連携の推進</li> <li>・妊婦健康診査・マタニティ教室等妊娠・出産期の保健事業の推進</li> <li>・乳幼児健康診査・相談事業・乳児家庭全戸訪問事業の充実</li> <li>・訪問指導・電話相談等による個々に寄り添った支援の充実</li> </ul>
予防接種事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種予防接種接種率向上のための普及啓発</li> <li>・安全な事業実施推進のための体制管理</li> </ul>
救急医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域医療対策事業(病院群輪番制病院事業・休日緊急診療事業)</li> <li>・休日緊急診療所運営事業</li> <li>・救急医療体制強化支援事業</li> </ul>
地域医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療体制強化事業(寄附講座)</li> <li>・公的医療機関運営支援事業</li> </ul>

## 主な所管部署

こども福祉課 健康増進課



乳幼児健康診査

## 第7項

# 誰もが安全で快適に暮らせる バリアフリーの推進

2-4-7

### 基本方針

高齢者、障害者、妊婦や子ども連れの人など、全ての人が移動に不自由なく、安全かつ快適に生活し、活動できる共生社会を実現するため、公共施設や道路等のバリアフリー化を推進します。

### 現状と課題

- ◇ ノーマライゼーション<sup>1</sup>の理念に基づき、高齢者や障害者をはじめ、全ての人が移動における障害を感じることなく、社会の一員として自立し、様々な分野に自由に参加し、世代を超えて交流できる環境を整えていく必要があります。
- ◇ 全ての市民が生き生きと社会参加ができ、快適に生活することができるバリアフリーなまちづくりを全市的・総合的に進めていく必要があります。
- ◇ やさしい心の醸成のためには、小中学校で身の回りのバリアフリーについての学習を進めるなど、共生社会の形成に向けた意識の高揚が必要になります。

### 成果指標・目標値

指 標	現状値	目標値	主体ごとの役割		
			市 民	事業者	行 政
バリアフリー特定事業着手率	65.6%	85.0%	○	◎	◎

バリアフリー特定事業計画における取組成果の指標です。重点区域として位置付けた土浦駅・荒川沖駅・神立駅周辺地区内の施設・道路等のバリアフリー化を図り、高齢者、障害者を含む全ての人が安全で快適に暮らせるまちづくりを目標としています。

### 施策の内容

#### 施策1

総合的なバリアフリーの推進	バリアフリー基本構想において重点整備地区に位置付けた、土浦、荒川沖、神立の3駅周辺を中心に、公共施設や民間施設、道路等のバリアフリー化を図ります。特に、歩車道境界部の構造については、土浦仕様の徹底を図ります。
---------------	--

<sup>1</sup> ノーマライゼーション 障害者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々（弱者）が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。

## 施策 2

やさしい心の醸成	小中学校で、道徳や総合的な学習の時間、特別活動などの時間に福祉教育の推進を図ります。 ボランティア活動や疑似体験学習、地域の高齢者との交流など体験的な活動を小中学校で行い、相手を思いやる心や助け合いの心を育てます。
----------	--

### ■主要事業

事業名	事業概要
総合的なバリアフリーの推進	・バリアフリー特定事業の推進
やさしい心の醸成	・バリアフリー教室

### ■主な所管部署

都市計画課 指導課 社会福祉協議会



## 第5節

# 環境を重視するまちづくり



桜川エコアドベンチャーツアー

# 第1項

## 環境負荷が少ない持続可能な社会環境の保全

2-5-1

### 基本方針

本市の恵まれた環境を後世に引き継いでいくため、市民・事業者・行政の三者の協働により環境基本計画を推進するとともに、温室効果ガスの削減や省エネルギー化の取組により、市内の環境負荷の低減に努めます。

また、環境にやさしいライフスタイルの定着など、地域から取り組む地球環境の保全意識の普及啓発に努めます。

### 現状と課題

- ◇ 環境保全に対する市民・事業者の関心は高く、自主的な環境美化活動が展開されています。今後も、市民・事業者・行政の三者が連携を強め、環境基本計画の推進を図り、恵まれた良好な環境を後世に引き継いでいく必要があります。また、環境基本計画の推進にあたっては、適正な運用管理を継続していく必要があります。
- ◇ 地球温暖化などの地球規模の環境問題は、私たちの身近な日常生活や事業活動が要因となっていることから、市民・事業者・行政が省エネルギーの推進を図るとともに、新エネルギー<sup>1</sup>等の導入を進めるなど、環境の保全を図る必要があります。
- ◇ 市も一事業者との認識のもと、土浦市役所環境保全率先実行計画を環境マネジメントシステム（以下、つーチャンEMSとする）で管理し、環境負荷の低減を図る必要があります。

### 成果指標・目標値

指 標	現状値	目標値	主体ごとの役割		
			市 民	事業者	行 政
温室効果ガス排出量	263万t	249万t	◎	◎	◎

土浦市地球温暖化防止行動計画で定めた、本市における温室効果ガスの総排出量を2005年度比2020年度に6.2%削減を中期目標とします。長期目標は2005年度比2050年度に73%削減。

<sup>1</sup> 新エネルギー バイオマス、太陽熱利用、雪氷熱利用、地熱発電、風力発電、太陽光発電など、再生可能エネルギーのこと。

## 施策の内容

### 施策 1

環境基本計画の推進と 進行管理	市の取組については、リーディング プロジェクトを設定し、数値目標等に基づく進行管理を行うとともに、市民・事業者の取組については広範なPRによる確実な推進を図ります。また、環境計画進行管理委員会により、計画の進捗状況を管理します。
--------------------	--

### 施策 2

市民・事業者・行政の 三者協働による施策の推進	市民・事業者・市民団体の代表で組織されている環境基本計画推進協議会との協働を中心として、市民・事業者・行政が一体となった、地域ぐるみの環境活動を推進します。
----------------------------	--

### 施策 3

地球環境の保全	低炭素社会の構築に向け、地球温暖化防止行動計画に位置付けた取組を推進し、温室効果ガスの削減を図ります。
---------	---

### 施策 4

エネルギー対策の推進	エネルギー対策を地域から推進するため、省資源、省エネルギーの取組をさらに進めるとともに、新エネルギー等についても更なる活用を検討し、エネルギー対策の推進を図ります。
------------	--

### 施策 5

環境負荷の低減	市役所自らが一つの事業所としての立場に立ち、土浦市役所環境保全率先実行計画をつーチャンEMSにより管理し、自らが行う事務事業における環境負荷の低減を図ります。
---------	---

## 主要事業

事業名	事業概要
環境に配慮した施策・事業の実施	・低炭素社会の推進、霞ヶ浦の保全・再生、循環型社会の推進等
良好な環境の保全・創造	・環境イベントの開催等
温室効果ガス排出量の削減	・地球温暖化防止啓発事業の実施
エネルギー対策	・省エネ啓発事業の実施、バイオマスタウン構想
土浦市役所から排出する温室効果ガス排出量・エネルギー使用量の削減	・土浦市役所環境保全率先実行計画に基づくつーチャンEMSの管理

## 主な所管部署

環境保全課

## 第2項 恵まれた豊かな自然環境の保全・継承

2-5-2

### 基本方針

本市は、霞ヶ浦から筑波山麓に至る豊かな自然環境に恵まれています。こうした広大な水辺空間や里山などの自然環境の保全のため、環境保全意識の普及啓発に努めます。

また、世界湖沼会議の開催を契機とした霞ヶ浦の水質浄化対策の更なる充実、市民による環境保全活動の一層の支援に努めます。

### 現状と課題

- ◇ 里山や筑波山麓の豊かな山林は、生態系を支える重要な自然であるとともに、本市の自然環境を特徴づける重要な資源です。これらの豊かな緑も都市化などにより年々減少していく状況にあることから、様々な恵みをもたらしてくれる、これらの豊かな緑を保全し、次世代に継承していく必要があります。
- ◇ 平成30年に第17回世界湖沼会議の本県開催を控える中、霞ヶ浦をはじめ、河川の多くの地点で水質に関する環境基準が未達成となっており、特に霞ヶ浦の水質改善は、本市を含む流域自治体全体の重要課題となっています。一方、市街地を流れる新川や備前川では道路や市街地からの面源負荷による水質汚濁が課題となっています。更なる生活排水対策を強化するとともに、農業における施肥の適正化、自然浄化能力の向上などを推進し、市民生活に潤いを与える豊かな水郷としての環境を地域で維持、保全、育成していく仕組みの構築を図る必要があります。
- ◇ 私たちを取り巻く環境問題に対して正しい認識と知識を持ち、環境問題や環境保全活動に対する意識を高めていく必要があります。また、人と自然が触れ合うことが少なくなった現在、本市の将来を担う子どもたちが環境について学ぶ機会を充実させていく必要があります。
- ◇ 環境保全行動を実践する市民・事業者に対し環境学習の場を提供していく必要があります。生涯学習や事業所における研修等においても、環境教育・環境学習を導入し、市民・事業者の積極的な参加を促すとともに、人材の育成・活用を図る必要があります。
- ◇ 公害の未然防止のため、各種規制基準等が定められ、工場・事業場では、これらを遵守して事業活動を行っています。今後も確実な遵守及び監視等を行っていくことが必要となっています。また、日常生活によって生じる公害苦情や相談が増加傾向にあることから、市民が健康で快適に暮らせる生活環境の維持・向上に向けて、環境基準の達成及びその維持を図るとともに、都市・生活型公害の防止に向けて取り組む必要があります。



## ■霞ヶ浦の水質(COD※)

(単位：mg/L)

水域	年度	24	25	26	27	28
西	浦	7.5	6.6	6.6	7.8	6.8
北	浦	8.3	7.3	7.5	8.9	7.8
常陸利根川		8.0	6.7	7.3	8.3	7.2
平均		7.8	6.8	7.0	8.2	7.2

資料：茨城県環境対策課

※COD：Chemical Oxygen Demandの略。化学的酸素要求量という意味で、水の汚れの度合いを表す値として用いられ、酸化剤(過マンガン酸カリウム)を使用して測定する。COD値が高いと、水中の物質が酸素を奪うことにより水中の酸素が足りなくなり、魚の生息が難しくなり、自然浄化作用も止まってしまう。

## ■成果指標・目標値

指 標	現状値	目標値	主体ごとの役割		
			市 民	事業者	行 政
基準超過事業場割合	23%	0%	△	◎	◎
事業所系排水対策への取組状況を表す指標です。監視検査の実施と基準超過事業所ゼロを目標とします。					
廃食用油回収量	18,000ℓ	20,000ℓ	◎	◎	◎
生活排水対策意識の普及状況を示す指標です。民間店舗等の協力により廃食用油の回収量を増加させることを目指します。					
出前講座実施校数	11校	17校	○	△	◎
環境学習の普及状況を表す指標です。市内全小学校での実施を目指します。					

## ■施策の内容

### 施策 1

自然環境の保全	<p>水辺や里山などの自然とのふれあいを通じて、自然環境の保全などへの関心を高め、豊かな生態系が保たれる水郷の環境を地域で維持、保全、育成していく仕組みを築き、次世代へと引き継ぐことが求められています。</p> <p>また、本市及び筑波山周辺の5市の地域一帯が筑波山地域ジオパークとして日本ジオパークに認定されました。本市には5ヶ所のジオサイトが設定されており、その保全・活用を検討します。</p>
---------	---

### 施策 2

霞ヶ浦の保全・再生	<p>水質浄化のため、生活排水や工場・事業場排水対策の強化、公共下水道・農業集落排水・高度処理型浄化槽事業の推進に加え、国などが進める自然再生の取組や県による流入河川の浄化対策の推進など広域的な水質浄化対策についても、国・県・流域市町村及び霞ヶ浦問題協議会との連携を強化します。</p> <p>平成30年に本県で開催される第17回世界湖沼会議を契機に、住民、農林漁業者、事業者、研究者、行政など様々な主体が役割分担のもと、連携を強化し、湖沼問題解決の新たな進展につなげ、持続可能な生態系サービスを目指します。</p>
-----------	--

### 施策3

環境教育の推進	<p>環境意識の醸成を図るため、あらゆる市民が環境学習へ参加する機会を充実させるとともに、次代の本市を担う子どもたちに、学校などにおいて環境教育を展開し、幼少期から環境について、考える機会の充実を図ります。</p>
---------	---

### 施策4

環境保全意識の啓発と場の整備	<p>関係機関及び市民団体等との連携強化に努めるほか、学校教育や生涯学習を通じて環境教育を推進し、環境保全意識の啓発を図ります。</p> <p>また、環境学習や情報人材交流の拠点として、茨城県霞ヶ浦環境科学センターの活用を図ります。</p>
----------------	--

### 施策5

環境情報の収集と提供	<p>公共用水域の水質測定、自動車騒音常時監視等の環境調査を定期的実施し、監視を強化するとともに、収集した環境情報を各種環境教育の場や、環境白書、市ホームページなどを通じて周知を図ります。</p> <p>また、環境基準が守られていない場合は、国や県など関係機関と連携し、改善に向けて対策を講じます。</p>
------------	---

## 主要事業

事業名	事業概要
環境保全対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 残土条例の適正な運用による環境の保全</li> </ul>
霞ヶ浦の水質浄化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活排水対策推進計画の見直し</li> <li>・ 廃食用油の拠点回収事業の推進</li> <li>・ 事業所の立入検査や改善指導による規制基準の遵守の徹底</li> <li>・ 第17回世界湖沼会議サテライト会場の運営</li> </ul>
環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校における環境教育・学習の推進</li> <li>・ 子どもに対する地域等における環境教育・学習の推進</li> <li>・ 大人に向けた環境学習の推進</li> </ul>
環境保全意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 茨城県霞ヶ浦環境科学センターとの連携による環境教育の推進</li> </ul>
環境情報の収集と提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共用水域水質測定、自動車騒音常時監視の実施</li> </ul>

## 主な所管部署

環境保全課 環境衛生課 商工観光課 下水道課

## 第3項 資源循環型社会づくりの推進

2-5-3

### 基本方針

循環型社会の形成のため、ごみ処理体制の充実と併せて、ごみの減量化とリサイクル活動の更なる推進を図ります。ごみ処理施設の適切な維持管理を図るとともに、市民・事業者・行政の協働・連携のもと、ごみの発生・排出の抑制と資源化を推進します。

また、環境教育の充実を図り、市民の環境意識の高揚に努めます。

### 現状と課題

- ◇ ごみ処理については、社会経済情勢等の動向や生活様式の変化に即したごみ処理体制や、各種リサイクル法に対応した循環型社会の形成が強く求められています。
- ◇ 本市のごみ量は、減少傾向にありますが、更なる循環型社会の形成に向け「第2次ごみ処理基本計画(後期計画)」に基づいた施策を着実に推進し、継続的にごみの減量化を図っていく必要があります。また、市民・事業者・市はそれぞれの役割を認識するとともに、協働・連携することにより、ごみの発生抑制や資源化に取り組むことが重要です。
- ◇ ごみ処理施設については、現在の焼却施設が稼働開始から25年を経過しており、基幹的設備の改修、及びごみの減量による焼却炉の使用時間の減少により、施設の延命化を図っています。これに併せて、適正な維持管理を行っていく必要があります。
- ◇ 管理型最終処分場については、焼却灰を安全に処理するため、適切な覆土や堰堤工事の実施、水処理施設の設備の点検、補修など、計画的な維持管理を行っていく必要があります。また、ごみの減量・リサイクルの推進により施設の延命化を図っていますが、今後の施設のあり方について検討し、計画化して行く必要があります。
- ◇ 新治地区は、ごみ処理体制が異なるため、今後も制度の整合を図っていくとともに、市内全域の一体的な処理を検討する必要があります。

### ■ごみ処理の状況

区分	年度	24	25	26	27	28
人口	人	143,404	142,567	142,059	141,246	140,226
排出量	t/年	61,663	60,919	60,392	58,082	56,743
1人1日ごみ排出量原単位	g/人・日	1,178	1,171	1,165	1,124	1,109
家庭系原単位	g/人・日	821	815	803	757	747
事業系原単位	g/人・日	357	356	362	367	362
リサイクル率	%	11.3	12.1	11.9	21.7	20.7

※人口は平成22年国勢調査に基づく各年度10月1日現在の常住人口

資料：環境衛生課

## ■し尿処理の状況

(単位：kl、%)

区分		年度	23	24	25	26	27	28
し尿	収集量		4,301	4,187	3,867	3,724	3,610	3,407
	伸び率		△7.53	△2.65	△7.64	△3.70	△3.06	△5.62
浄化槽汚泥	収集量		7,282	6,840	6,948	6,795	6,705	6,839
	伸び率		5.69	△6.07	1.58	△2.20	△1.32	2.00
合計	収集量		11,583	11,027	10,815	10,519	10,315	10,246
	伸び率		0.36	△4.80	△1.92	△2.74	△1.94	△0.67

資料：環境衛生課

## ■成果指標・目標値

指 標	現状値	目標値	主体ごとの役割		
			市 民	事業者	行 政
ごみの減量化目標	58,082t	47,806t (17.7%)	◎	◎	◎
市全体のごみ排出抑制への取組を測る指標です。平成28年度に第2次土浦市ごみ処理基本計画(後期計画)を策定し、平成27年度を基準に平成33年度にごみ排出量を約18%削減する数値目標とします。					
資源化目標	21.7%	24.6%	◎	◎	◎
ごみの資源化を測る指標です(リサイクル率)。平成28年度に第2次土浦市ごみ処理基本計画(後期計画)を策定し、平成27年度を基準に平成33年度に資源化率を約25%とする数値目標とします。					

## ■施策の内容

### 施策 1

#### 廃棄物等の発生及び排出抑制の推進

市・市民・事業者は、協働・連携してごみの発生抑制や資源化に取り組めます。

ごみ減量化の推進及び市民の意識改革を図ることを目的として、ごみ処理有料化の導入を行います。

なお、有料化にあたっては、分別収集について改めて周知するとともに、新たな分別品目の調査など、更なる資源化を推進します。また、定期的に制度の実施状況及びその効果について点検・見直しを行い、制度の適正な運用を図ります。

施策 2	
<b>資源物のリサイクル推進の強化</b>	<p>生ごみ分別収集(メタン発酵処理)・プラスチック製容器包装分別収集・ごみ処理有料化の実施及び子ども会廃品回収等の集団回収への支援などにより、分別収集の強化を図り、資源物のリサイクルを推進します。また、食品ロスの削減について、市・市民・事業者が連携して行える減量化の方策等を検討します。</p> <p>事業系ごみにおける紙類などの排出抑制・資源化の推進のため、リサイクルルートの構築やゼロエミッション社会<sup>1</sup>を目指した施策を展開します。また、多量排出事業者に対しては、必要な減量化の助言・指導を行います。</p>
施策 3	
<b>安全かつ適正な処理体制の確立</b>	<p>焼却施設及び最終処分場等のごみ処理体制を充実するとともに、処理困難物の適正処理のため、関係機関等との連携を強化します。</p>
施策 4	
<b>環境(ごみ)教育の推進</b>	<p>ごみの減量、リサイクル等の意識の向上を図るため、インターネット、広報紙、各種イベント等での啓発事業を推進するとともに、出前講座及び小中学校における総合学習等、環境教育を推進します。</p>
施策 5	
<b>市民・事業者・市の三者による協働</b>	<p>市民は排出者としての自覚やライフスタイルの見直しを、事業者はごみの適正処理やゼロエミッションを目指す排出責任を、市はごみを出さない仕組みづくりやごみの適正処理・処分を行い、三者が協働・連携して行動することでごみの減量・リサイクルを推進します。</p>
施策 6	
<b>最終処分場の適正管理の推進</b>	<p>最終処分場の施設の適正な維持管理に努め、周辺環境に配慮した施設の適正な運営を図るとともに、今後の施設のあり方について検討し、計画化します。</p>
施策 7	
<b>施設の延命化対策</b>	<p>焼却施設並びに最終処分場における設備機器の経年劣化や老朽化に対し適切な維持管理と補修を行います。また、焼却施設については、基幹的設備を改修することで施設の延命化を図ります。最終処分場については、今後の施設のあり方について検討し、計画化するとともに、更なるごみの減量化に努め、施設の延命化を図ります。</p>

<sup>1</sup> **ゼロエミッション社会** 産業活動から排出される廃棄物などをすべてを、ほかの産業の資源として活用し、全体として廃棄物を出さない生産のあり方を目指す構想、考え方。

## ■主要事業

事業名	事業概要
第2次土浦市ごみ処理基本計画(後期計画)の推進	・第2次土浦市ごみ処理基本計画(後期計画)における各種施策の推進
ごみの減量化・リサイクルの推進	・分別収集の拡大 ・情報提供と啓発事業の展開 ・一般廃棄物有料化事業
清掃センター主要設備の大規模改修	・ごみ焼却施設整備事業

## ■主な所管部署

環境衛生課

## 第4項 環境美化と環境衛生の推進

2-5-4

### 基本方針

市民や事業者と連携した取組により、公共空間の美化と衛生確保を推進します。汚泥再生処理センターや市民ニーズに対応した霊園の整備等を進めるとともに、協働による環境保全活動などを通して、環境美化に対する関心を高めます。

### 現状と課題

- 生活環境の保全に対する市民の関心は高く、自主的に様々な環境美化活動が展開されています。継続的な活動が重要であり、今後とも、市民と行政が連携を強化し、恵まれた良好な環境を後世に引き継いでいく必要があります。
- 衛生センターについては、施設の老朽化が著しいことから、適切な維持管理及び施設の延命化を講じながら、新たに汚泥再生処理センターとして建設していく必要があります。
- 新市営斎場の利便性向上を図るため、市民ニーズに合わせた管理運営を進める必要があります。
- 市営霊園については、市民の墓地需要を的確に把握し、意識の多様化に対応した供給が必要となっています。なお、今泉第二霊園内の整備計画については、市民ニーズに対応して造成する必要があります。

### 施策の内容

#### 施策1

汚泥再生処理センターの整備	老朽化した衛生センターを、現在のし尿及び浄化槽汚泥処理に加え、有機性廃棄物（農業集落排水施設汚泥）を併せて処理し、助燃剤化する再資源化設備を設けた汚泥再生処理センターとして建て替えます。
---------------	---

#### 施策2

市営斎場の管理運営	新斎場の供用開始に併せて指定管理者制度を導入したことにより、民間事業者が有するノウハウを活用し、住民サービスの向上を図ります。
-----------	---

#### 施策3

市営霊園の整備	市民の利用ニーズが多様化する中、市民の墓地需要を的確に捉えた整備を行います。また、未利用墓地や無縁化墓地の対策を図ります。
---------	---

## 施策 4

### 環境美化の推進

環境美化運動や清掃大作戦等の活動を通して市民の環境美化に対する意識の高揚を図るとともに、町内会、地区市民委員会活動等との連携を強化します。

## 主要事業

事業名	事業概要
汚泥再生処理センター整備	・汚泥再生処理センター整備事業
市営霊園の整備	・斎場維持管理事業 ・霊園管理事業
環境美化の推進	・環境美化運動の日への協力 ・霞ヶ浦・北浦地域清掃大作戦の実施

## 主な所管部署

環境衛生課



## 第5項

# 安全でおいしい上水道の安定供給

2-5-5

### 基本方針

安全な水道水を安定的に供給するため、上水道の送配水に係る設備の整備・維持管理と併せて、事業運営の効率化等による健全な事業経営に努めます。

### 現状と課題

- ◇ 水道は、日々の生活や様々な社会経済活動を支える上で欠くことができない基幹的な施設です。
- ◇ 平成28年度末の給水普及率は97.8%となり、市街化調整区域の一部を除きおおむね市内全域に普及していますが、残る地域について、引き続き年次計画による配水管網の整備が求められています。
- ◇ 市民の皆様へ安心・安全な水を安定的に供給していくため、水質管理や適正な水圧の確保、さらには、老朽化した施設の更新や長寿命化を進めていく必要があります。
- ◇ 人口減少や水道利用者の節水意識の向上等により料金収益が減少傾向にあり、また地震などの自然災害や老朽化した施設への対応に更新費用も増大してきていることから、安定した企業経営が求められており、経営の健全化と、効率的な事業運営に努める必要があります。

### ■上水道普及状況・用途別使用水量の推移

区分	年度	24	25	26	27	28
給水区域内人口(人)		140,765	140,819	140,226	139,420	138,434
給水人口(人)		135,556	136,179	136,070	135,709	135,358
普及率(%)		96.3	96.7	97.0	97.3	97.8
1日最大給水量(m <sup>3</sup> )		47,257	45,598	44,966	44,593	43,605
1日平均給水量(m <sup>3</sup> )		40,974	40,674	39,944	40,271	39,902
1人1日最大給水量(ℓ)		349	335	330	329	322
1人1日平均給水量(ℓ)		302	299	294	297	295
区分	年度	24	25	26	27	28
家事用(千m <sup>3</sup> )		9,948	9,961	9,871	9,938	9,966
団体用(千m <sup>3</sup> )		1,545	1,480	1,420	1,453	1,364
営業用(千m <sup>3</sup> )		1,136	1,109	1,082	1,094	1,049
工業用(千m <sup>3</sup> )		1,211	1,260	1,262	1,233	1,124
その他(千m <sup>3</sup> )		8	11	14	25	10
<b>合計(千m<sup>3</sup>)</b>		<b>13,848</b>	<b>13,821</b>	<b>13,649</b>	<b>13,743</b>	<b>13,513</b>
伸び率(対前年度%)		0.3	△ 0.2	△ 1.2	0.7	△ 1.7

資料：水道課

## 成果指標・目標値

指 標	現状値	目標値	主体ごとの役割		
			市 民	事業者	行 政
水道普及率	97.8%	98.7%	○	○	◎

安定的な上水道の供給への取組成果を表す指標です。計画的な事業の実施により、水道普及率の向上を目標とします。

## 施策の内容

### 施策 1

配水場施設整備の推進	経年化した配水場及び設備機器等の更新や長寿命化を図り、安定した水量の確保と安全性の高い施設を構築し、配水圧の適正化・水質の均等化・水運用の高度化・事故被害の局所化を目的とした配水区域の細分化を図ります。
------------	---

### 施策 2

送配水管整備の推進	未給水区域の解消及び非常時の断水等による給水影響を小規模にとどめるよう相互連絡管の配水管整備を行い、給水普及率の向上と安定供給を図ります。 また、平成25年度に策定した水道事業後期基本計画に基づき、配水区域のブロック化を進めます。
-----------	--

### 施策 3

老朽管の更新	安定的に上水道を供給するため、法定耐用年数40年が経過し老朽化が見られる配水管の計画的な更新を進めます。
--------	--

### 施策 4

直結給水の推進	配水区域の細分化を進め、安定した配水圧を確保し、3階建て住宅などへの直結給水を推進し、安心して安全な水の供給を図ります。
---------	--

### 施策 5

普及率の向上	未給水区域への計画的に配水管を整備するとともに、給水区域の未加入者に対し、啓発活動などの加入促進を図り、水道の普及に努めます。 また、災害時においても、安心・安全な水道水の安定給水を確保するため、茨城県企業局に対し、水道管理体制の充実を要望し、安全でおいしい水の供給に努めます。
--------	--

## 施策 6

効率的な事業運営	安定した事業運営の持続に向け、コストの節減など業務の効率化を図り経営の健全化に努めます。
----------	--

### 主要事業

事業名	事業概要
配水場施設整備事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・大岩田・神立・新治配水場のポンプ等施設の改良・更新工事</li><li>・配水区域のブロック化</li><li>・未給水区域の配水管布設工事</li><li>・第2次土浦市水道事業基本計画（平成33年度～）の策定及び推進</li></ul>
送配水管整備事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・送配水管の布設工事</li></ul>
老朽管更新事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・老朽化した配水管（塩化ビニール管・鋼管等）の布設替工事</li></ul>

### 主な所管部署

水道課



右粕配水場

## 基本方針

下水道設備の整備・維持管理により適切な下水処理を推進するとともに、高度処理型浄化槽の普及促進により家庭からの生活排水対策を進めます。

## 現状と課題

- ◇ 公共下水道の整備により、市民の生活環境の向上と中心市街地の浸水防除、及び霞ヶ浦や流入河川などの公共用水域の水質保全を図っています。
- ◇ 平成29年3月末現在の公共下水道の整備状況は、事業計画面積4,490.7haに対して、整備済面積が3,672.72ha、水洗化率は処理区域内人口に対して93.9%です。
- ◇ 公共下水道は、市民生活を支えるライフラインであり、近代的な都市づくりと公共用水域の水質保全に不可欠の施設であることから、今後とも快適な生活環境の確保と水質浄化を目指し、効果的かつ計画的な整備が望まれます。
- ◇ 長期的な視点で下水道施設全体の老朽化進展状況を考慮し、リスク評価等による優先順位付けを行った上で、施設の点検・調査、改築・修繕等を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化することが必要になります。
- ◇ 今後の施設整備(新設・改良・更新)については、人口減少が見込まれる中、安定的な市民サービス提供のため、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上が必要になります。また、管渠の新設にあたっては、事業計画区域内であっても費用対効果を十分検討して整備をしていく必要があります。
- ◇ 農業集落排水施設<sup>1</sup>については、整備が概成しており今後は適正な維持管理に努めるとともに、計画的な維持管理を行うことで施設の長寿命化を図り、整備地区内の接続率の向上に努める必要があります。
- ◇ 単独処理浄化槽<sup>2</sup>処理水及び生活排水の未処理放流を改善するため、汚水中の有機物(BOD)のみならず窒素やリンを除去する機能を有する高度処理型浄化槽の普及が求められています。

<sup>1</sup> 農業集落排水施設 農業用排水の水質保全、農村の生活環境改善、自然環境の保全などを目的として整備するもので、公共下水道とほぼ同様の機能をもつ施設。

<sup>2</sup> 単独処理浄化槽 し尿だけを処理する浄化槽のこと。

## ■公共下水道(汚水)の整備状況

(平成29年3月31日現在)

区分	行政区域	整備済区域
面積(ha)	12,299	3,672.72
人口(人)	143,182	125,897
水洗化人口(人)		118,170
人口普及率(%)		87.9
水洗化率(%)		93.9

資料：下水道課

## ■霞ヶ浦湖北流域下水道事業の概要

(平成29年3月31日現在)

区分	土浦市	旧石岡市	阿見町	かすみがうら市	小美玉市
計画面積(ha)	6,017.20	2,160.00	2,462.60	1,975.60	2,351.00
計画処理人口(人)	138,600	41,400	39,500	31,100	38,700
計画汚水量(m <sup>3</sup> )	74,975	24,738	20,456	17,381	27,179

資料：茨城県

## ■農業集落排水の状況

(平成29年3月31日現在)

処理区域	区分	計画面積(ha)	計画処理人口(人)	水洗化率(%)	供用開始時期
高岡地区		40	940	99.9	平成元年4.1
西部地区		25	780	97.8	平成4年8.1
沢辺地区		50	850	98.1	平成5年4.1
北部地区		47	950	95.4	平成7年7.1
東部地区		60	1,770	90.2	平成11年7.1
西根地区		31	690	66.9	平成21年4.1

資料：下水道課

## ■高度処理型浄化槽設置助成件数

区分	年度	23	24	25	26	27	28
5人槽		9	9	11	8	17	11
6～7人槽		12	8	10	12	5	4
8～10人槽		0	1	0	1	1	3
合計		21	18	21	21	23	18

資料：環境衛生課

## 成果指標・目標値

指 標	現状値	目標値	主体ごとの役割		
			市 民	事業者	行 政
公共下水道処理人口普及率	87.9%	91.5%	○	○	◎
適切な下水処理の実施への取組成果を表す指標です。投資額を勘案しながら計画的な事業の実施により、91.5%を目標とします。					
公共下水道水洗化率	93.9%	94.5%	◎	◎	○
適切な下水処理の実施への取組成果を表す指標です。水洗化の普及啓発を図り、94.5%を目標とします。					
公共用水域における年間の汚濁負荷量の削減(BOD <sup>1</sup> )	17.1t	14.6t	○	○	◎
適切な下水処理の実施への取組成果を表す指標です。合流式公共下水道改善計画に基づき、BOD汚濁負荷量の削減を目標とします。					

## 施策の内容

### 施策 1

公共下水道(汚水)整備事業の計画的な実施	<p>生活環境の向上と公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道を整備します。</p> <p>また、水洗化率向上を推進するため、未接続家庭への啓発に努めます。</p>
----------------------	---

### 施策 2

合流式公共下水道改善事業の推進	<p>公共用水域の水質保全を図るため、県終末処理場と連携を図りながら合流式公共下水道改善計画に基づく対策に努めます。</p>
-----------------	--

### 施策 3

下水道施設維持管理適正化の推進	<p>下水管渠・ポンプ場など、各施設の老朽化等を考慮した下水道ストックマネジメント計画を策定し、事業費の軽減・平準化を図るとともに、施設全体の長寿命化対策などを講ずることにより適正な維持管理に努めます。</p>
-----------------	---

<sup>1</sup> BOD 水の汚染を表す指標の一つ。好気性微生物が一定時間中に水中の有機物(汚物)を酸化・分解する際に消費する溶存酸素の量。

施策4	
<b>的確な下水道事業経営の推進</b>	公営企業会計を導入し、これまでに整備してきた下水道施設(管渠・ポンプ場など)についての資産評価や事業経営状況の的確な把握をした上で、将来を見据えた経営戦略の策定や、安定的・恒久的な下水道事業の適正経営に努めます。

施策5	
<b>農業集落排水事業の推進</b>	<p>農村集落の生活環境の向上と公共用水域の水質保全を図るため、良好な排水処理施設を確保し、各処理施設と管路施設の適切な維持管理に努め、機能強化対策を実施し長寿命化を図ります。</p> <p>また、整備地区内における接続率向上に努め、効率的な事業経営を行います。</p>

施策6	
<b>高度処理型浄化槽の普及</b>	公共下水道や農業集落排水事業区域外の排水対策であります高度処理型浄化槽の普及促進に努めます。

## ■ 主要事業

事業名	事業概要
公共下水道の整備	・ 公共下水道の整備
合流式公共下水道の改善	・ 合流区域下流部の遮集管と分流管の分離整備
下水道ストックマネジメント事業の推進	・ 下水道ストックマネジメント計画策定 ・ 下水道施設修繕、改築整備
地方公営企業法適用化移行	・ 企業会計方式導入
農業集落排水事業	・ 機能強化対策事業
高度処理型浄化槽設置等事業	・ 高度処理型浄化槽の設置促進 ・ 単独処理浄化槽の撤去促進

## ■ 主な所管部署

環境衛生課 下水道課





## 第6節

# 快適でゆとりのあるまちづくり



市街地(航空写真)

# 第1項 適正な土地利用の推進

2-6-1

## 基本方針

土地利用においては、それぞれの地域特性に対応した秩序ある土地利用を進め、社会経済情勢等の変化に即した効率的で持続可能な都市の形成を図ります。

また、都市的土地利用及び自然的土地利用の適正な誘導と、コンパクトシティ化の推進などにより、都市としての魅力と活力の向上を図るとともに、自立的・発展的な都市を目指します。

## 現状と課題

- ◇ 本市の市街化区域<sup>1</sup>は、昭和46年3月の区域区分(線引き)以後、土地区画整理事業等の市街地整備により面積を拡大し、平成29年4月1日現在で3,294ha(市域全体の約26.8%)となっています。一方、市街化調整区域<sup>2</sup>は、9,005ha(同約73.2%)となっており、市街化区域と市街化調整区域の均衡ある土地利用を図ってきました。
- ◇ 土地利用については、それぞれの地域特性を活かした土地利用の形成を図る必要があります。このため、豊かな自然や恵まれた資源、史跡、文化財を保全しながら、観光・業務地、工業、流通業務地の適切な配置を図るなど地域の特性に応じて合理的な土地利用を実現する必要があります。
- ◇ 地区の特性に合わせた良好な居住空間の確保と土地利用の誘導を目的とした地区計画は、平成29年4月1日現在で11地区において指定しており、今後も都市計画提案制度などによる地域住民等の都市計画に対する能動的な参加を促進していく必要があります。
- ◇ 少子高齢社会や成熟した都市型社会にあつては、都市の既存ストックを有効活用しつつ、日常生活圏の中に多様な都市機能が集積された、効率的で持続可能な都市の形成が重要です。
- ◇ 質の高いコンパクトな都市づくり<sup>3</sup>を推進し、中心市街地をはじめとする拠点地域の魅力と活力をさらに向上させる必要があります。
- ◇ 自然的土地利用と都市的土地利用の均衡を保つため、市街化区域と市街化調整区域の適時適切な見直しを図るとともに秩序ある土地利用の推進が課題となっています。

<sup>1</sup> **市街化区域** 市街地として積極的に開発、整備する区域のことで、すでに市街地となっている区域や、今後、優先的かつ計画的に市街化を行う区域のこと。

<sup>2</sup> **市街化調整区域** 市街化が抑制される区域のことで、原則として用途地域を定めず、宅地造成などの開発ができない。

<sup>3</sup> **質の高いコンパクトな都市づくり=コンパクトシティ** 中心部に様々な機能を集約し、市街地をコンパクトな規模に収めた都市形態、あるいはそうした形態を目指した都市計画の総称。

◇ 地籍調査は昭和33年から事業を開始し、平成28年度末で約95%の事業着手率となっていますが、今後の調査区域は、公団混乱地区などがあり、多くの事前調査や地元協議・法務局との調整に今まで以上の時間が必要になります。

◇ 市内における事業用太陽光発電設備の設置及び管理に関し、災害の防止や生活環境の保全及び自然環境の保護に配慮した適正な設置を促し、地域社会との調和を図ることが求められています。

## ■用途地域指定の状況

(平成29年1月1日現在)

区 分	面積(ha)	比率(%)	区 分	面積(ha)	比率(%)
第1種低層住居専用地域	722	21.9	準住居地域	188	5.7
第2種低層住居専用地域	552	16.8	近隣商業地域	138	4.2
第1種中高層住居専用地域	172	5.2	商業地域	151	4.6
第2種中高層住居専用地域	133	4.0	準工業地域	294	8.9
第1種住居地域	500	15.2	工業地域	90	2.7
第2種住居地域	78	2.4	工業専用地域	276	8.4

資料：都市計画課

## ■区域区分の変遷

(単位：ha)

	市街化区域	市街化調整区域	合 計	備 考
昭和46年3月	2,970	9,380	12,350	区域区分決定
昭和52年8月	3,019	9,331	12,350	第1回定期見直し
昭和56年3月	3,022	9,331	12,353	行政界変更
昭和60年1月	3,075	9,278	12,353	第2回定期見直し
昭和63年9月	3,075	9,279	12,354	行政界変更
平成元年5月	3,175	9,179	12,354	随時変更
平成2年3月	3,217	9,137	12,354	随時変更
平成4年6月	3,214	9,140	12,354	第3回定期見直し
平成7年5月	3,235	9,119	12,354	随時変更
平成21年3月	3,235	9,064	12,299	霞ヶ浦湖面境界確定
平成23年8月	3,290	9,009	12,299	第6回定期見直し
平成28年5月	3,294	9,005	12,299	第7回定期見直し

資料：都市計画課

## ■地区計画の指定状況

(平成29年1月1日現在)

名 称	最終決定年月日	位 置	面積 (ha)
木田余地区	平成17. 3.25	木田余東台一丁目～五丁目の各全部及び手野町の一部 (木田余土地区画整理事業の施行区域)	70.8
永国地区	平成 6.10.25	永国台の一部	12.1
田村・沖宿地区	平成28.12.27	おおつ野一丁目～八丁目の各全部 (田村・沖宿土地区画整理事業の施行区域)	99.5
土浦北工業団地	平成 6.10.25	今泉及び小山崎の各一部	41.7
瀧田地区	平成10.10.14	滝田一丁目及び二丁目の全部 (瀧田地区土地区画整理事業の施行区域)	20.6
烏山一・二丁目地区	平成16. 2.13	烏山一丁目及び烏山二丁目の各一部	31.0
真鍋新町地区	平成28.12.27	真鍋新町の一部	13.7
上高津団地	平成22. 9.27	上高津新町の一部	5.0
東筑波新治工業団地	平成23. 8.22	本郷及び沢辺の各一部	35.3
高津地区	平成28.12.27	上高津及び下高津四丁目の各一部	16.0
都和二・三丁目地区	平成28. 5.16	都和二丁目及び三丁目の各一部	5.8

資料：都市計画課

## ■成果指標・目標値

指 標	現状値	目標値	主体ごとの役割		
			市 民	事業者	行 政
中心市街地のにぎわい対策に対する満足度	2.27ポイント	2.60ポイント	◎	◎	◎
立地適正化計画における都市機能誘導施策の取組成果を表す指標です。都市機能誘導施策を実施することにより、0.33ポイントの満足度向上を目標とします。					
地域の特性を活かした個性的で快適なまちづくりが行われていると感じる市民割合	21.0%	26.0%	◎	◎	◎
土浦らしさを創出する適正な土地利用への取組成果を表す指標です。市民の理解と合意のもとで各種都市計画及び開発許可等が適切に実施されることにより、「満足」又は「やや満足」と感じる市民の割合を5%増加することを目標とします。					
地籍調査 <sup>1</sup> の成果の事業着手率	94.51%	96.59%	○	○	◎
土浦市内の土地の高度かつ合理的な利用への取組状況を表す指標です。民間委託等による効率的な調査の実施を目指します。					

<sup>1</sup> 地籍調査 土地の所有者・地番・地目・境界を調査し、面積を測量し、正確な地籍図・地籍簿を作る調査。市町村など地方公共団体が行う。

## 施策の内容

### 施策 1

適正な土地利用の誘導	<p>都市的土地利用の推進を図るため、都市計画基礎調査等に基づき区域区分の見直しや地区の特性に応じた地域地区の変更を行います。また、安全で快適な住環境の実現を図るなど地域の特性を活かしたまちづくりを進めるため、地域住民とともに地区計画の導入や、建築協定の締結促進、条例による開発行為等の指導などにより、質の高い土地利用を誘導します。</p> <p>また、事業用太陽光発電設備の設置及び管理について、災害の防止や生活環境の保全、自然環境の保護等に配慮し、地域と調和した良好な土地利用を推進します。</p>
------------	---

### 施策 2

コンパクトなまちづくりの推進	質の高いコンパクトな都市づくりを推進し、中心市街地の魅力と活力の向上を図ります。
----------------	--

### 施策 3

地籍調査の推進	土地境界及び権利関係を明確化するため、地籍調査を推進します。
---------	--------------------------------

## 主要事業

事業名	事業概要
適正な土地利用の誘導	・ 区域区分や地域地区の見直し、地区計画等の導入
地籍調査事業	・ 国土調査法に基づく事業

## 主な所管部署

都市計画課 建築指導課 道路課

## 基本方針

本市の持続的な発展を支える広域交流や産業の振興を図るため、広域幹線については整備促進を図るとともに、幹線道路や都市計画道路の体系的な整備を進めることで、円滑な都市交通の確保を図ります。

また、生活道路や自転車の整備及び適正な維持管理により、歩行者や自転車利用者にとって安心・安全な通行空間の確保を図ります。

## 現状と課題

- ◇ 本市の幹線道路は、常磐自動車道、一般国道6号、125号、354号及び主要地方道などが市内を縦・横断し、東京をはじめとする首都圏の主要都市や県内都市間を結ぶ重要路線となっています。
- ◇ 首都圏や県内外の主要都市と本市を結んでいる常磐自動車道、一般国道6号、125号、354号は、主要な幹線道路であるとともに、災害時の緊急輸送道路としても重要な路線です。
- ◇ 一般国道354号土浦バイパスは、平成23年2月に暫定2車線で供用開始していますが、4車線化に向け事業が行われているところです。一般国道6号牛久土浦バイパスも、同年11月に一部区間が開通していますが、未供用区間の早期の整備が課題となっています。
- ◇ 市道については、延長約1,522kmのうち改良済延長が約724km（改良率47.6%）、舗装済延長は約1,178km（舗装率77.4%）となっています。
- ◇ 都市計画道路については、44路線の計画決定に対して、整備済延長は61,903mで61.3%の整備率となっています。
- ◇ 市内では、スプロール現象<sup>1</sup>や郊外型店舗の増加による交通混雑、渋滞、騒音、排気ガスなどの様々な都市交通問題や環境問題が発生しており、総合的な交通体系の構築や厳しい財政状況下での効率的な整備方策が課題となっています。
- ◇ 安心・安全な自転車の通行空間の確保やそのネットワーク化を進める必要があります。

<sup>1</sup> スプロール現象 都市が無秩序に拡大していく現象のこと。

## ■道路整備の状況

(平成29年4月1日現在)

区 分	路線数(本)	延長(m)	舗 装	
			延長(m)	舗装率(%)
総 数	6,963	1,636,131	1,291,561	78.94
内 訳	市 道	6,938	1,522,157	77.40
	県 道	21	56,289	99.00
	国 道	3	49,085	100.00
	高速自動車道	1	8,600	100.00

資料：道路課

## ■市道の状況

(平成29年4月1日現在)

区 分	路線数(本)	実延長(m)	改 良		舗 装	
			延長(m)	改良率(%)	延長(m)	舗装率(%)
一級	57	101,195	86,265	85.25	101,189	99.99
二級	36	50,828	41,630	81.90	50,127	98.62
一般	6,845	1,370,134	596,910	43.57	1,026,833	74.94
合計	6,938	1,522,157	724,805	47.62	1,178,149	77.40

資料：道路課

## ■成果指標・目標値

指 標	現状値	目標値	主体ごとの役割		
			市 民	事 業 者	行 政
都市計画道路の供用率	83.0%	88.0%	○	○	◎
幹線道路の供用状況を表す指標です。社会情勢等により道路整備事業費が減少する中、広域道路などの整備において当初から完成形で整備するのではなく、暫定供用し、少ない費用で早期に効果を上げる整備を行います。早期整備により暫定整備率88.0%を目標とします。					
市道改良率	47.62%	48.62%	○	○	◎
住みやすいまち実現の基礎となる生活道路の整備状況を表す指標です。年間整備延長3,000mの堅持により、改良率1%増を目標とします。					

## ■施策の内容

### 施策 1

幹線道路の整備	<p>幹線道路の体系的な整備を推進し、円滑な都市交通の確保と機能の充実を図ります。</p> <p>また、広域幹線である一般国道6号バイパスや354号バイパス及び県道小野土浦線などの整備促進により、広域的な交流や地域間アクセスの向上、緊急避難路や緊急輸送路の確保を図ります。</p>
---------	--

### 施策 2

都市計画道路等の整備	<p>現在、事業化されている国施行1路線と県施行3路線、市施行5路線の計画的な整備を推進するとともに、新規路線の整備を進めます。</p> <p>また、長期未着手の路線については、総合交通体系調査の結果を踏まえ再検討を進めます。</p>
------------	---

### 施策3

<p><b>生活道路の整備及び管理</b></p>	<p>安全な歩行者空間や道路幅員を確保するため、主要幹線道路や狭隘な生活関連道路を改良及び舗装整備するとともに、交通安全施設や歩道などの整備を推進します。</p> <p>道路整備にあたっては、防災や景観・バリアフリーにも配慮し、また、道路愛護ボランティア支援制度を活用した協働による道路の維持管理に努めます。</p>
---------------------------	--

### 主要事業

事業名	事業概要
<p><b>幹線道路の整備促進</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道6号牛久土浦バイパス未供用区間の整備促進</li> <li>・土浦新治線や国道354号バイパスの整備促進</li> <li>・小野土浦線の整備促進</li> </ul>
<p><b>都市計画道路等の整備</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・穴塚大岩田線の整備促進</li> <li>・常名虫掛線街路事業</li> <li>・神立停車場線街路事業</li> <li>・荒川沖木田余線整備事業</li> <li>・木田余神立線街路事業</li> <li>・田村沖宿線延伸整備事業</li> </ul>
<p><b>生活道路の整備及び管理</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路新設改良事業</li> <li>・通学路・生活道路の歩道等の整備</li> <li>・道路愛護ボランティア支援制度</li> </ul>

### 主な所管部署

都市計画課 道路課 公園街路課



穴塚大岩田線



## 第3項 多目的活用のできる公園の整備

2-6-3

### 基本方針

公共空間の緑化を推進するとともに、公園・緑地は適正な維持管理を図り、市民生活にうるおいと安らぎをもたらす場としてだけでなく、市街地におけるオープンスペースとして、スポーツ・レクリエーションや防災拠点としての利活用を図ります。

### 現状と課題

- ◇ 公園・緑地が、人々にうるおいと安らぎをもたらし、市民が集い、健康づくりや生涯学習、安心・安全な遊び場として利用できるよう、施設の修繕や遊具等の点検、植栽の剪定等、適正な維持管理が求められています。
- ◇ 本市の公園・緑地の設置状況は、都市公園51カ所、85.78haが開設され、市民一人当たりの都市公園面積は約6㎡で、県内平均9.3㎡を下回っています。
- ◇ 市街地におけるオープンスペースの確保、スポーツ・レクリエーションの場、心身の健康増進の場、地球温暖化の防止、防災拠点等多様な面から公園、緑地の確保と均衡ある配置が必要となっています。

### 成果指標・目標値

指 標	現状値	目標値	主体ごとの役割		
			市 民	事業者	行 政
市民一人当たりの公園面積	6㎡/人	7㎡/人	○	○	◎
うるおいのある公園・緑地の整備への取組成果を表す指標です。継続的な公園の整備の推進により、市民一人当たり7㎡を目標とします。					
公園里親制度 <sup>1</sup> 認証団体数	5団体	10団体	◎	◎	◎
市民参加型の公園管理の実現状況を表す指標です。市民から募集した里親の数を10団体とすることを目標とします。					

<sup>1</sup> 公園里親制度 公園および緑地等の環境美化活動について、住民が里親となってボランティアで管理する制度。

## 施策の内容

### 施策 1

公園・緑地の整備及び管理	<p>霞ヶ浦総合公園をはじめとする都市公園の整備・充実を図るとともに、霞ヶ浦湖岸や桜川沿い、宍塚大池周辺などのまとまりのある緑地や人々にうるおいと安らぎをもたらす公園などの整備、公園里親制度を活用した協働による公園の維持管理に努めます。</p> <p>また、市街地周辺の河川等を活用し、水辺を活かしたまちづくりを推進します。</p>
--------------	--

### 施策 2

緑地及び平地林、斜面林の保全	<p>市民緑地などの制度を活用し、まとまりのある平地林や連続する斜面林の保全を図るとともに、市街地における緑地空間を都市の緑地として積極的に活用し整備を推進します。</p>
----------------	--

### 施策 3

緑化の推進	<p>公共空間の緑化の推進を図るとともに、家庭・事業所など地域ぐるみで民有地の緑化を促進するため、生垣の助成等を活用した豊かな緑の創出を図ります。</p>
-------	---

### 施策 4

運動公園の整備	<p>総合運動公園基本計画に基づき、常名運動公園については、川口、新治両運動公園との適正配置、連携を図るとともに、市民の意向や需要を踏まえ、さらには広域避難施設等の防災面にも配慮しながら整備を進めます。</p>
---------	---

## 主要事業

事業名	事業概要
公園・緑地の整備及び管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 赤池公園整備事業</li> <li>・ 宍塚大池周辺緑地活用事業</li> <li>・ 公園里親制度</li> </ul>
緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生垣設置奨励補助事業</li> </ul>
運動公園の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常名運動公園整備事業</li> </ul>

## 主な所管部署

都市計画課 公園街路課

## 基本方針

路線バスやコミュニティ交通<sup>1</sup>の利用促進、J R常磐線の利便性向上による広域的な公共交通ネットワークの構築などにより、高齢化や環境問題に配慮した人と環境にやさしい総合的な公共交通体系の構築を図ります。

## 現状と課題

- ◇ 本市では、J R常磐線、路線バス、中心市街地活性化を目的としたまちづくり活性化バス<sup>2</sup>、高齢者の移送を目的としたのりあいタクシー等、様々な公共交通が運行していますが、利用者の減少に伴い、バス路線の廃止や減便が増加しています。このような中、持続可能な公共交通網の形成を推進するため、平成28年度に地域公共交通網形成計画を策定し、これに基づく施策の推進を図っています。
- ◇ J R常磐線は、東京方面、水戸方面を結ぶ幹線となっていますが、新型車両の導入により利便性の向上が図られています。現在は、東京駅・品川駅への乗り入れ本数の増加等についてJ R東日本に対し輸送力増強を図るよう要望活動を実施しています。
- ◇ 路線バスは、平成28年4月1日現在5社33系統が運行していますが、バス路線の廃止や減便が増加しています。バス路線を維持するために、更なる利用促進が課題となっています。
- ◇ 地域の状況によって適する公共交通が異なることから、各公共交通がそれぞれの役割を担い、連携を図りながら効率的な公共交通網を形成することが課題となっています。
- ◇ 「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の推進を図るため、まちづくりと連携した公共交通網の形成が求められています。
- ◇ つくば駅などの市外の交通結節点等と本市を結ぶ広域的な公共交通ネットワークの確保・維持が求められています。

<sup>1</sup> **コミュニティ交通** 地方自治体が公共交通のない場所や、不便な住宅地区などの交通の空白を埋める目的で運行させる路線バスのこと。

<sup>2</sup> **まちづくり活性化バス** 特定非営利活動法人「まちづくり活性化土浦」が実施者となり、市内を運行するコミュニティバスで、路線定期運行の乗合バスである「キララちゃん」のこと。

■常磐線駅別1日当たり平均乗車人員の推移

(単位：人)

区分 \ 年度	23	24	25	26	27	28
土浦駅	16,055	16,233	16,236	15,928	16,233	16,057
荒川沖駅	8,445	8,451	8,391	8,084	8,184	8,163
神立駅	5,289	5,475	5,495	5,406	5,532	5,422
合計	29,789	30,159	30,122	29,418	29,939	29,642

資料：JR東日本(都市計画課調べ)

■路線バス利用者数(乗車人員)の推移

(単位：人)

区分 \ 年度	23	24	25	26	27	28
JRバス関東	367,986	296,828	283,661	274,195	284,008	320,760
関東鉄道	3,356,400	3,557,093	3,659,587	3,792,570	3,789,123	3,792,926
関鉄観光バス	102,091	101,630	114,025	127,257	129,673	124,186

資料：各バス事業者(都市計画課調べ)

■成果指標・目標値

指 標	現状値	目標値	主体ごとの役割		
			市 民	事業者	行 政
公共交通に対する市民の満足度	25.8%	30.0%	○	◎	◎
公共のバス路線や鉄道などの交通網に「満足」又は「やや満足」と感じる市民の割合を30%まで引き上げることを目標にします。					
常磐線1日あたり平均乗車人数 (市内3駅の合計)	29,642人	30,000人	◎	◎	◎
常磐線の輸送力を示す指標です。他の交通機関との接続を強化するなど利便性を向上させ30,000人を維持していきます。					

## 施策の内容

### 施策 1

公共交通網の形成	<p>利用者数の維持、公共交通不便地域の削減、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の推進に対応するため、まちづくりと連携するとともに、地域の状況に適した、持続可能な公共交通網の形成を図ります。</p> <p>路線バスについては、利用促進により路線の維持を図るとともに、まちづくりを進める上で重要な路線については、事業者に対し路線新設の働きかけを行います。</p> <p>まちづくり活性化バス、のりあいタクシーについては、事業者に対し運行内容の改善を働きかけ、効率的な運行を図ります。</p> <p>一定の人口密度を有する公共交通不便地域では、地域との協働によりコミュニティ交通の導入促進を図ります。</p>
----------	--

### 施策 2

J R 常磐線輸送力増強と 利便性の向上	東京駅・品川駅への乗り入れ本数の増加等の輸送力増強が図られるよう J R 東日本に対し要望活動を実施するとともに、J R 常磐線の利用促進に向けた取組を実施します。
-------------------------	--

## 主要事業

事業名	事業概要
公共交通網の形成	・地域公共交通網形成計画の施策の推進
J R 常磐線の輸送力増強と 利便性の向上	・東京駅・品川駅乗り入れ本数確保の要望 ・J R 常磐線の利用促進

## 主な所管部署

高齢福祉課 商工観光課 都市計画課

## 基本方針

市内のJR各駅を中心とする地域やおおつ野地区などからなる市街地ゾーンでは、それぞれの地域特性を活かしながら、都市機能を誘導するとともに、コンパクトな市街地の整備を図ります。

また、常磐自動車道インターチェンジ周辺への産業拠点の整備を促進します。

## 現状と課題

- ◇ これまで、本市の市街化区域では、土地区画整理事業や工業団地の整備などにより拡大を図りつつ秩序ある良好な市街地の形成を推進してきました。しかしながら、人口減少をはじめとした都市づくりを取り巻く状況の変化を背景に、コンパクトな市街地形成の流れがこれからの都市づくりに必要な理念の一つとして捉えられるようになってきました。
- ◇ このような状況を踏まえ、都市計画マスタープラン（平成26年3月）では、地域生活圏における各拠点の地域特性を活かしながら、地区に相応しい都市機能を誘導する方針を示しました。さらに、いつまでも暮らしやすいまちを実現するため、生活サービス施設等が集積し公共交通により誰もが容易にアクセス・享受できる「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の都市構造を構築することを目指し、立地適正化計画（平成29年3月）を策定しました。
- ◇ 南の副都心である荒川沖駅周辺地区は、東京への近接性を活かすとともに近隣のつくば市・阿見町とのアクセスの良さを活かした、快適で利便性の高いまちづくりを推進しています。また、北の副都心である神立駅周辺地区は、隣接するかすみがうら市と連携を図りながら、土地区画整理事業などによる都市基盤の整備・誘導を進めています。
- ◇ 高速道路インターチェンジ周辺地区は、地区の特性を活かした民間開発を誘導することが課題となっています。
- ◇ 宍塚大池周辺地区の一部は、自然環境に配慮しながら、筑波研究学園都市に隣接する地理的条件や交通条件を活かした機能を配置することが課題となっています。

## ■土地区画整理事業の地区別概要

(平成29年1月1日現在)

地区名	施行者	施行面積 (ha)	施行年度
1 神立第1	県知事	168.0 (内土浦市127.2)	昭和39～昭和44
2 神立第2	県知事	29.6	昭和42～昭和45
3 乙戸	組合	58.0	昭和45～昭和53
4 神林	組合	27.2	昭和48～昭和57
5 虫掛	組合	33.1	昭和49～昭和56
6 木田余	組合	70.8	昭和59～平成19
7 桜ヶ丘	組合	4.1	昭和59～昭和63
8 中村西根	土浦市	38.7	昭和60～平成2
9 田村・沖宿	組合	99.6	平成元～平成11
10 瀧田	組合	20.7	平成7～平成11
11 神立駅西口	一部事務組合	2.2 (内土浦市1.3)	平成24～

資料：都市計画課

## ■市街地再開発事業の地区別概要

(平成29年1月1日現在)

事業名	施行者	施行面積 (ha)	施行年度
1 土浦駅前地区市街地再開発事業	組合	2.1	昭和63～平成10
2 荒川沖駅西口第1-A地区市街地再開発事業	組合	0.36	平成9～平成17
3 土浦駅前北地区第1種市街地再開発事業	土浦市	0.8	平成18～

資料：都市計画課

## ■成果指標・目標値

指 標	現状値	目標値	主体ごとの役割		
			市 民	事業者	行 政
都市機能誘導施設の充足率	64.8%	76.8%	○	◎	◎

立地適正化計画における都市機能誘導に関する指標です。都市機能誘導施設の充足率を12%向上させることを目標とします。

## ■施策の内容

### 施策1

神立駅周辺地区の整備	かすみがうら市と連携を図りながら、土地区画整理事業による西口駅前広場・道路等の都市基盤及び橋上駅舎・東西自由通路の整備とともに、東口の駅前広場、道路等の都市基盤の整備を進めます。
------------	---

## 施策2

荒川沖駅周辺地区の整備	駅東西地区の一体的な住居機能、近隣商業機能などの強化・整備を図り、本市の南の拠点にふさわしい、にぎわいと魅力ある快適で利便性の高い地区づくりを推進します。
-------------	---

## 施策3

インターチェンジ周辺地区の整備	常磐自動車道土浦北インターチェンジ及び桜土浦インターチェンジ周辺地区については、立地条件を活かした各種施設の立地を促進し、流通・業務等の土地利用を図ります。
-----------------	--

## 施策4

宍塚大池周辺地区の整備	宍塚大池周辺地区の一部は、環境に配慮しながら、筑波研究学園地区に隣接しているといった地理的優位性や交通条件を活かし、適切な機能配置や広域のかつ長期的な視点に立った活用方策の検討を進めます。
-------------	--

## 主要事業

事業名	事業概要
神立駅周辺地区の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 神立駅西口地区土地区画整理事業</li> <li>・ 神立駅舎橋上化・自由通路整備事業</li> <li>・ 神立駅東口歩行者専用道路整備事業</li> <li>・ 神立停車場線街路事業</li> </ul>
宍塚大池周辺地区の整備	・ 宍塚大池周辺地区活用方策の検討

## 主な所管部署

都市計画課 公園街路課



神立駅舎(完成予想図)



## 第6項 市民が誇れる魅力的な景観の形成

2-6-6

### 基本方針

本市が誇る豊かな自然景観や歴史的景観、都市景観を地域資源と捉え、まちづくりに活かしていくため、市民やまちづくり団体との協働体制のもと景観計画を推進し、良好な景観形成に努めます。

### 現状と課題

- ◇ 霞ヶ浦から筑波山麓に至る豊かな自然景観と土浦城址周辺の歴史的景観は本市固有の財産です。また、多くの人が集まるJR土浦駅周辺地区は本市の顔として重要な役割を担っています。まちの魅力を高めるためには、本市固有の自然景観と歴史的景観の保全と再生に努めるとともに、多様で活力ある都市景観を形成し、まちづくりに活かすことが必要となっています。
- ◇ 空家や空き店舗等が増加していることから、住環境の向上や中心市街地のにぎわいを取り戻すための取組の一環として景観づくりが求められています。
- ◇ 平成23年度策定の景観計画に基づき、本市独自の景観行政を推進することが必要となっています。
- ◇ 地域住民の景観に対する意識の高揚を図るとともに、連続性のあるまち並み景観の形成のために建物等の修景に対する支援を行うなど、景観形成に向けた取組が課題となっています。
- ◇ 不適正な屋外広告物は、まちの景観を損なうものであり、それぞれの街区・地区に調和した屋外広告物が掲出されるよう適切な規制誘導が求められています。

## 成果指標・目標値

指 標	現状値	目標値	主体ごとの役割		
			市 民	事業者	行 政
景観行政への満足度	21%	26%	◎	◎	◎
景観行政への満足度を示す指標です。各種事業の推進により「満足」又は「やや満足」と感じる市民の割合の5%増加を目標とします。					
景観重要建造物 <sup>1</sup> 及び樹木の登録件数	4件	6件	◎	○	◎
良好な景観の形成に重要な外観の優れた建造物等の保全成果を表す指標です。引き続き協力を求め、2件の指定を目指します。					
違反屋外広告物ボランティアの加入団体数の増加	13団体	現状維持	◎	◎	◎
都市景観の保全に対する地域ぐるみでの取組状況を表す指標です。年々、違反屋外広告物の除去件数が減っていますが、ボランティア団体数については現状維持を目標とします。					

## 施策の内容

### 施策1

景観計画の推進	景観計画に基づき、自然・歴史景観や都市景観形成の推進を図ります。
---------	----------------------------------

### 施策2

歴史的景観の整備	亀城公園周辺や旧水戸街道沿いの歴史的景観資源等を活用するため、まち並み景観の保全と再生を図るとともに、道路の美装化や電線類地中化工事等を進め、景観整備による快適な歩行空間の確保や住環境の向上を図り、地域の活性化を目指します。
----------	--

### 施策3

市民参加による都市景観づくり	都市景観の向上のためには、市民やまちづくり団体の協力が不可欠であり、ワークショップ開催等への支援を通じて市民と行政が一体となった景観づくりを進めます。
----------------	---

<sup>1</sup> 景観重要建造物 良好な景観を形成する上で優れた建造物が、除去や外観の変更などにより、地域全体の良好な景観が大きく損なわれることがないように、景観法の規定により、景観計画の方針に即し、景観行政団体の長が指定するもの。

## 施策 4

違反屋外広告物の撤去	屋外広告物の掲出については、景観に配慮するよう適正な規制誘導を行います。また、まちなかや幹線道路沿いの貼り紙等の違反屋外広告物については、民間ボランティアとの連携により撤去するなど迅速に対応します。
------------	---

## 主要事業

事業名	事業概要
歴史的景観の整備	・歴史的まち並み景観形成事業
市民参加による都市景観づくり	・協働のまちづくりファンド事業

## 主な所管部署

都市計画課



旧水戸街道沿いの歴史的まち並み

## 第7項

# 暮らしやすい快適な住宅と 良好な住環境の確保

2-6-7

### 基本方針

市民の快適な生活を支える居住環境が形成できるよう、空家等の適切な管理などと連動した居住基盤の整備を推進します。

また、効率的かつ持続的に住宅を供給するため、市営住宅の適切な維持管理などを通し施設の長寿命化に努めるとともに、住宅市場を活用した住宅供給の推進を図りつつ、総合的な住宅施策を推進します。

### 現状と課題

- ◇ 少子高齢化の進行やライフスタイルの変化により、住宅や住環境に対するニーズが多様化しており、災害に強い安心で安全な、より快適な住宅や健やかに暮らせる住まいの環境づくりが求められています。また、高齢者や障害者が安心・安全に暮らせるよう、高齢者施策や福祉施策と連携して、総合的な住宅施策を展開することが必要となります。
- ◇ 住生活関連諸施策の基礎資料となる平成25年住宅・土地統計調査によると、本市には、賃貸用・売却用の空家と二次的住宅の空家を除いて、市場で活用されていない住宅が3,240戸ほどあり、そのうち約26%は「腐朽・破損あり」の住宅となっています。空家が全て問題となるわけではありませんが、とりわけ適切に維持管理されていない空家の増加は、災害等による危険性が増し、住環境の悪化等の問題が懸念されることから、その解決に向けた取組が求められています。
- ◇ 少子高齢化の進行に伴う市民ニーズの変化に応えながら、時代の要請に応えた住宅供給を行うためには、公営住宅などの既存事業の徹底した効率的な運営と民間活力や民間住宅市場の活用、中古住宅や空家などの活用を図りながら、効率的かつ持続的な住宅施策の展開が必要となります。
- ◇ 平成29年4月1日において、本市における公営住宅は、市営住宅と県営住宅とを合わせて2,270戸供給されており、長寿命化に努めるなど適正な維持・管理が求められています。

### ■公営住宅の管理戸数の推移

(各年4月1日現在、単位：戸)

区分 \ 年	25	26	27	28	29
市営住宅	1,242	1,238	1,228	1,210	1,210
県営住宅	1,070	1,120	1,120	1,070	1,060

資料：住宅営繕課

## 施策の内容

### 施策 1

#### 良質な住まい・まちづくり 施策の推進

将来的な人口減少と高齢化は避けられない状況となっていることから、良好なまちづくりを進めるため、住生活基本法に掲げられた基本理念を踏まえつつ、総合的な住宅政策を推進します。

### 施策 2

#### 効率的かつ持続性のある 住宅施策の展開

公営住宅のストック活用、空家や空き部屋の有効活用、リフォームや長寿命化など既存ストックの活用により、定住促進を図ります。

### 施策 3

#### 住環境に悪影響を及ぼす 空家への措置

著しく保安上危険で衛生上有害な住環境に悪影響を及ぼす空家について、建築基準法や空家等対策の推進に関する法律等に基づいた、適正な管理の助言・指導や除去・解体その他保安・衛生上必要となる措置を進めます。

また、住宅の適正管理を促進するとともに、空家等の発生そのものを抑制することに重点を置き、快適な住環境の保全を目指します。

### 施策 4

#### 市営住宅の充実

公営住宅等長寿命化計画に基づき市営住宅の長寿命化を図り、適正な維持管理を図るため、屋上防水の改修などを行います。

また、老朽化した市営木造住宅の入居者については、入居者の安心・安全を守るため、耐震化された他の市営住宅への移転を促進します。

### 施策 5

#### 快適な住まいづくりの支援

災害に強い住宅の整備を図るため、旧耐震基準(昭和56年(1981年)5月31日まで)で建てられた住宅の耐震診断、耐震改修の啓発や住宅リフォームの推進を図ります。

### 施策 6

#### 福祉施策と連携した住環境 づくり

住宅相談窓口を充実するとともに、高齢者・障害者向けの住宅改造への支援を行うとともに、住宅のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの啓発に努めます。

## 施策7

住環境の整備	地区計画、建築協定制度等による市民主体のまちづくりを支援し、地域特性に応じた良好な住環境を整備します。 また、市民生活の利便性を高めるため、住居表示整備事業や町界町名整理事業の実施を推進します。
--------	--

## 施策8

開発・建築指導の充実	良好な居住環境や良質な住宅等を確保するため、適切な開発・建築指導を推進するとともに、建築パトロールなどにより違反建築物の是正に努めます。
------------	--

## 主要事業

事業名	事業概要
管理不全な空家等の解消と発生抑制の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・空家等対策計画の策定</li><li>・法に基づく特定空家等に対する措置の促進</li><li>・市民等への管理意識の啓発</li><li>・官民連携による所有者等支援事業の構築</li></ul>
市営住宅の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>・公営住宅等長寿命化計画に基づく各種設備改修計画の推進</li></ul>
まちづくり提案制度	<ul style="list-style-type: none"><li>・良好な住環境のため、住民主導によるルールづくりの促進</li></ul>
建築指導の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・建築パトロールの推進</li></ul>
住居表示整備及び町界町名整理事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・住所の二重呼称や不明確な町界による様々な不便や混乱を解消するため、地域住民の確固たる合意形成が確立された上で、市と住民との協働による事業の実施を推進します。</li></ul>

## 主な所管部署

総務課 生活安全課 障害福祉課 高齢福祉課 都市計画課 建築指導課 住宅営繕課

# 付属 資料

1. 市長の諮問
2. 土浦市総合企画審議会の答申
3. 第8次土浦市総合計画策定経過の概要
4. 第8次土浦市総合計画の策定体制
5. 土浦市総合企画審議会委員名簿
6. 土浦市総合企画審議会設置条例
7. まちづくりアンケート結果
8. まちづくり市民懇談会等概要

# 1. 市長の諮問

諮問第1号

平成28年8月23日

土浦市総合企画審議会会長 殿

土浦市長 中 川 清

## 第8次土浦市総合計画について(諮問)

本市を取り巻く社会経済情勢や市民ニーズの変化に的確に対応し、将来にわたる市勢の限らない飛躍、発展を図るため、本市の平成30年度からの総合的かつ計画的な市政運営の指針となる第8次土浦市総合計画を策定したいので、土浦市総合企画審議会条例第2条の規定により意見を求めます。

### 諮 問 理 由

土浦市は、平成20年に策定した第7次土浦市総合計画に基づき、「水・みどり・人がきらめく安心のまち 活力のまち 土浦」を目指し、さまざまな施策を総合的に推進してきました。

しかしながら、近年、我が国で進む急激な人口減少と少子高齢化や、それに伴う産業構造・就業構造の変化と行財政運営の持続性の懸念など、本市を取り巻く社会経済情勢が大きく変化する中、国が推進する「地方創生」や「一億総活躍社会の実現」などで掲げられているとおり、まちの魅力を高めるとともに、若い世代の就労・結婚・子育ての環境の充実を図ることなどが喫緊の課題となっております。

このような状況を踏まえ、本市が将来にわたり、安心・安全で住みやすく、市民一人ひとりが生き生きと希望を持って暮らし、誇りと愛着の持てるまちづくりを実現するために、平成30年度を初年度とする第8次土浦市総合計画につきまして、貴審議会の意見を求めるものです。

以上



## 2. 土浦市総合企画審議会の答申

### 【基本構想】

土 総 審 第 1 号

平成29年8月24日

土浦市長 中川 清 殿

土浦市総合企画審議会

会 長 大澤 義明

### 第8次土浦市総合計画基本構想について(答申)

平成28年8月23日付け諮問第1号をもって、本審議会に諮問のあったこのことについては、慎重に審議をした結果、別冊「第8次土浦市総合計画基本構想(案)」としてまとめたので答申します。

なお、本構想の推進に当たっては、審議会で交わされた様々な意見を十分に尊重し、最善の努力をされることを希望します。また、総合計画の実効性を高めるために、以下の点についてご配慮をお願いします。

### 記

- 1 本構想を進めるにあたっては、広く市民等に周知を図り、市民等と協働でまちづくりに取り組むこと。
- 2 本構想における将来像「水・みどり・人がきらめく 安心のまち 活力のまち 土浦」の実現に向けて、あらゆる場面で、3つの基本理念である「共に考え行動する協働によるまちづくり」、「快適で安心・安全な日本一住みやすいまちづくり」及び「地域資源を生かした活力あるまちづくり」を踏まえ、経営的な視点をもって取り組むこと。

以上

## 【基本計画】

土 総 審 第 1 号

平成30年2月21日

土浦市長 中川 清 殿

土浦市総合企画審議会

会 長 大澤 義明

### 第8次土浦市総合計画前期基本計画について(答申)

平成28年8月23日付け諮問第1号をもって、本審議会に諮問のあったこのことについては、慎重に審議をした結果、別冊「第8次土浦市総合計画前期基本計画(案)」としてまとめたので答申します。

なお、本計画の推進に当たっては、審議会で交わされた様々な意見を十分に尊重し、最善の努力をされることを希望します。また、総合計画の実効性を高めるために、以下の点についてご配慮をお願いします。

#### 記

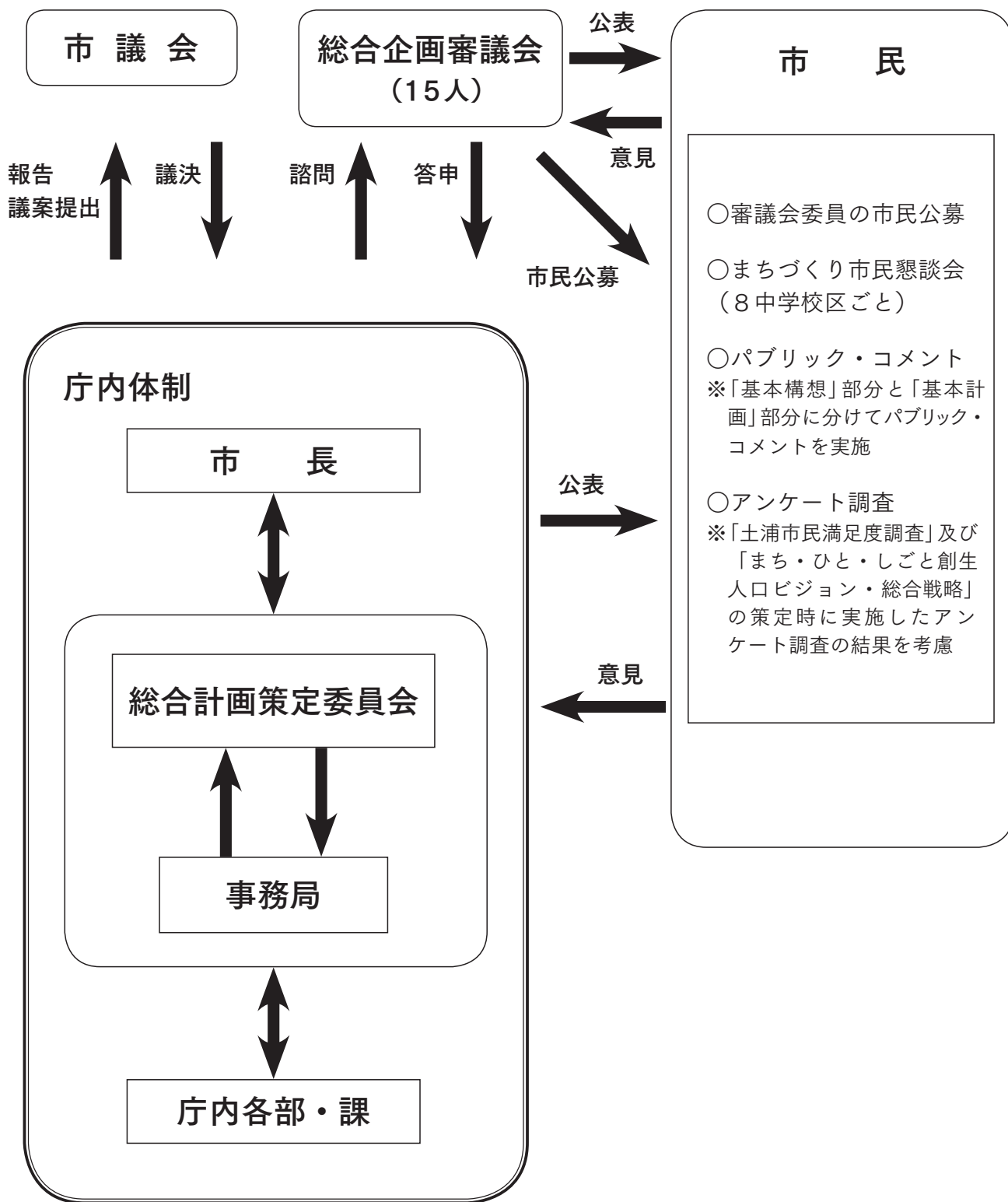
- 1 本計画の趣旨や内容をわかりやすい形で広く周知し、市民、事業者、行政による協働のまちづくりを推進すること。
- 2 本計画に位置付けた施策・事業の実施に当たっては、緊急性や市民の視点からの優先性、財政状況などを総合的に勘案し、計画的な推進を図ること。
- 3 基本構想で掲げる将来像「水・みどり・人がきらめく 安心のまち 活力のまち土浦」の実現に向けて、リーディング プロジェクトである「つちうら ステップ・ワン プロジェクト」に掲げる事業を重点的かつ優先的に進めること

以上

### 3. 第8次土浦市総合計画策定経過の概要

年 月 日	事 由	内 容
28. 8. 23	土浦市総合企画審議会委員の委嘱	●公募2名を含む15名を委嘱
	第1回総合企画審議会	●正副会長の選任 ●市長からの諮問 ●総合計画策定にあたっての基本方針について ●現行計画の進捗状況及び総括について ●市民満足度調査の結果について ●総合計画基本構想(素案)について
28. 10. 19	一中地区まちづくり市民懇談会	●出席者33名 意見総数20件
28. 10. 20	二中地区まちづくり市民懇談会	●出席者31名 意見総数14件
28. 10. 28	三中地区まちづくり市民懇談会	●出席者46名 意見総数12件
28. 11. 2	四中地区まちづくり市民懇談会	●出席者25名 意見総数20件
28. 11. 15	五中地区まちづくり市民懇談会	●出席者26名 意見総数18件
28. 11. 17	六中地区まちづくり市民懇談会	●出席者26名 意見総数15件
28. 11. 22	都和中地区まちづくり市民懇談会	●出席者26名 意見総数9件
28. 11. 24	新治中地区まちづくり市民懇談会	●出席者20名 意見総数14件
28. 11. 25	第2回総合企画審議会	●総合計画基本構想(素案)について ●総合計画の施策(案)について
29. 2. 21	第3回総合企画審議会	●3か年事業実施計画及び長期財政見通しについて ●まちづくり市民懇談会の結果について ●総合計画(素案)について
29. 5. 24	第4回総合企画審議会	●総合計画基本構想(案)について ●総合計画前期基本計画(素案)について
29. 6. 19～ 29. 7. 7	パブリック・コメント意見募集 (基本構想)	●意見提出者数 3名 意見総数12件 ●市ホームページ閲覧数 111件
29. 8. 22	第5回総合企画審議会	●パブリック・コメントの実施結果について ●基本構想答申(案)について ●総合計画前期基本計画(素案)について
29. 8. 24	基本構想(案)答申	●総合企画審議会会長から市長へ答申
29. 9. 20	基本構想(案)の議会での議決	●平成29年第3回市議会定例会
29. 11. 21	第6回総合企画審議会	●前期基本計画(案)について
29. 12. 11～ 30. 1. 5	パブリック・コメント意見募集 (前期基本計画)	●意見提出者数7人 意見総数27件 ●市ホームページ閲覧数 161件
30. 2. 14	第7回総合企画審議会	●パブリック・コメントの実施結果について ●前期基本計画答申(案)について
30. 2. 21	前期基本計画(案)答申	●総合企画審議会会長から市長へ答申
30. 3. 6	前期基本計画の議会報告	

## 4. 第8次土浦市総合計画の策定体制



## 5. 土浦市総合企画審議会委員名簿(敬称略)

区 分	氏 名	所属等
市 民	池田 裕美	公募
	高畠 好男	公募
学識経験を 有する者	大澤 義明	筑波大学 システム情報系 社会工学域 教授
	横山 博子	つくば国際大学 産業社会学部 社会福祉学科 教授
市議会の議員	吉田 博史	土浦市議会議員
	柳澤 明	土浦市議会議員
	篠塚 昌毅	土浦市議会議員
	竹内 裕	土浦市議会議員
関係機関及び 団体の役職員	横山 和裕	土浦商工会議所 副会頭
	完賀 浩光	土浦農業協同組合 代表理事専務
	田口長八郎	土浦市地区長連合会 顧問
	鈴木 君枝	土浦市女性団体連絡協議会 書記
	小松 有子	土浦市PTA連絡協議会 女性ネットワーク委員会 副委員長(～29年3月)
	佐藤 靖代	土浦市PTA連絡協議会 女性ネットワーク委員会 副委員長(29年4月～)
	猪瀬 正幹	土浦青年会議所 副理事長
	澤田 誠	日立建機株式会社 人財本部 開発生産総務センタ長

会 長 大澤 義明

副会長 横山 博子

## 6. 土浦市総合企画審議会設置条例

平成23年12月20日  
土浦市条例第32号

土浦市総合企画審議会設置条例(昭和43年土浦市条例第22号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 本市の総合計画について調査審議するため、土浦市総合企画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、市長に答申するものとする。

- (1) 基本構想に関する事。
- (2) 基本計画に関する事。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、総合計画に関し必要な事項

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 市議会の議員
- (4) 関係機関及び団体の役職員

3 委員の任期は、第2条の規定による答申がなされたときまでとする。

4 補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 第2項第3号及び第4号に掲げる者のうちから委嘱された委員は、委嘱当時の職を退いたときは、委員の資格を失うものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議並びに会長及び副会長がともに欠けたときの会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、市長公室政策企画課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

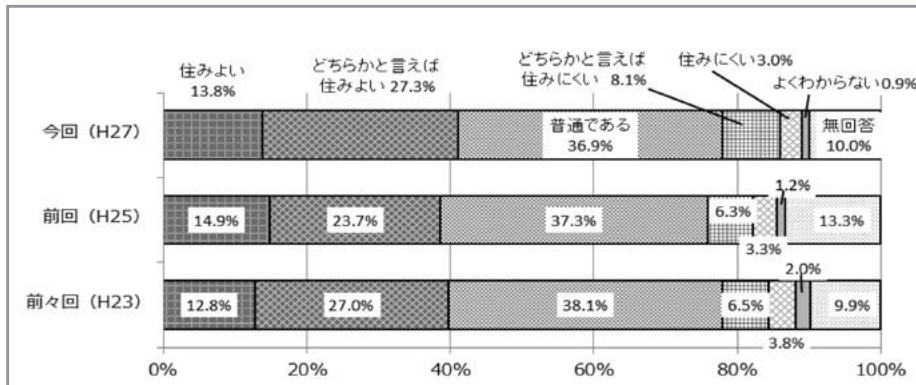
この条例は、公布の日から施行する。

## 7. まちづくりアンケート結果

### 【土浦市民満足度調査】

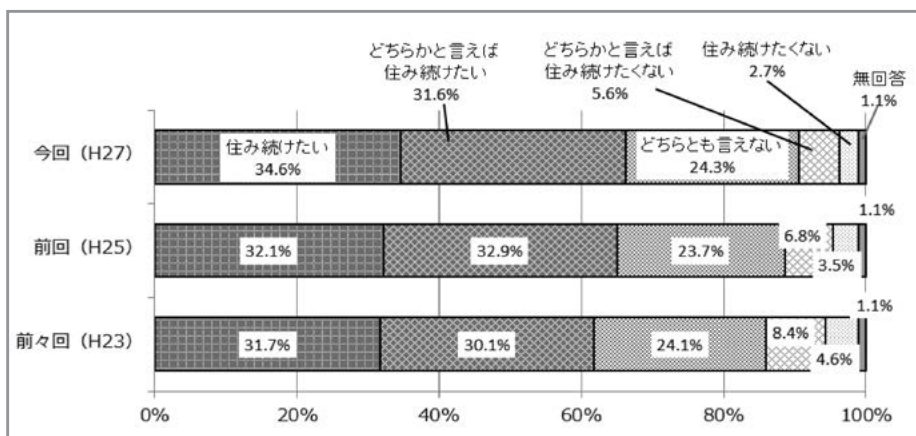
調査対象者	市内在住の満20歳以上の男女
調査期間	平成27年11月27日(金)～12月21日(月)
調査対象者数	3,000人
回収	1,118人(回収率45.8%)

#### ◆住み心地 H27:N=1,188, H25:N=1,369, H23:N=1,269



土浦市の住み心地については、「住みよい」が13.8%、「どちらかといえば住みよい」が27.3%で、合わせて“住みよい”が41.1%となっており、前回の38.6%と比較して、2.5ポイント増加している。

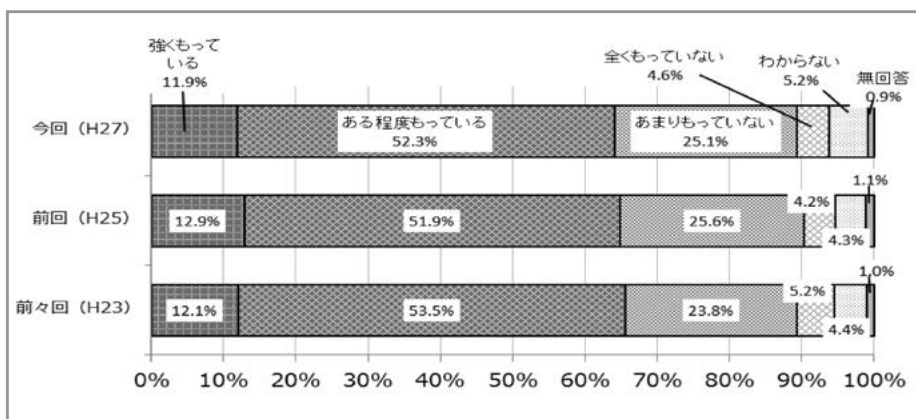
#### ◆定住意向 H27:N=1,188, H25:N=1,369, H23:N=1,269



今後の定住意向については、「住み続けたい」が34.6%、「どちらかといえば住み続けたい」が31.6%で、合わせて“住み続けたい”が66.2%となっており、前回の65.0%と比較して1.2ポイント増加している。

#### ◆土浦市への愛着心

H27:N=1,188, H25:N=1,369, H23:N=1,269



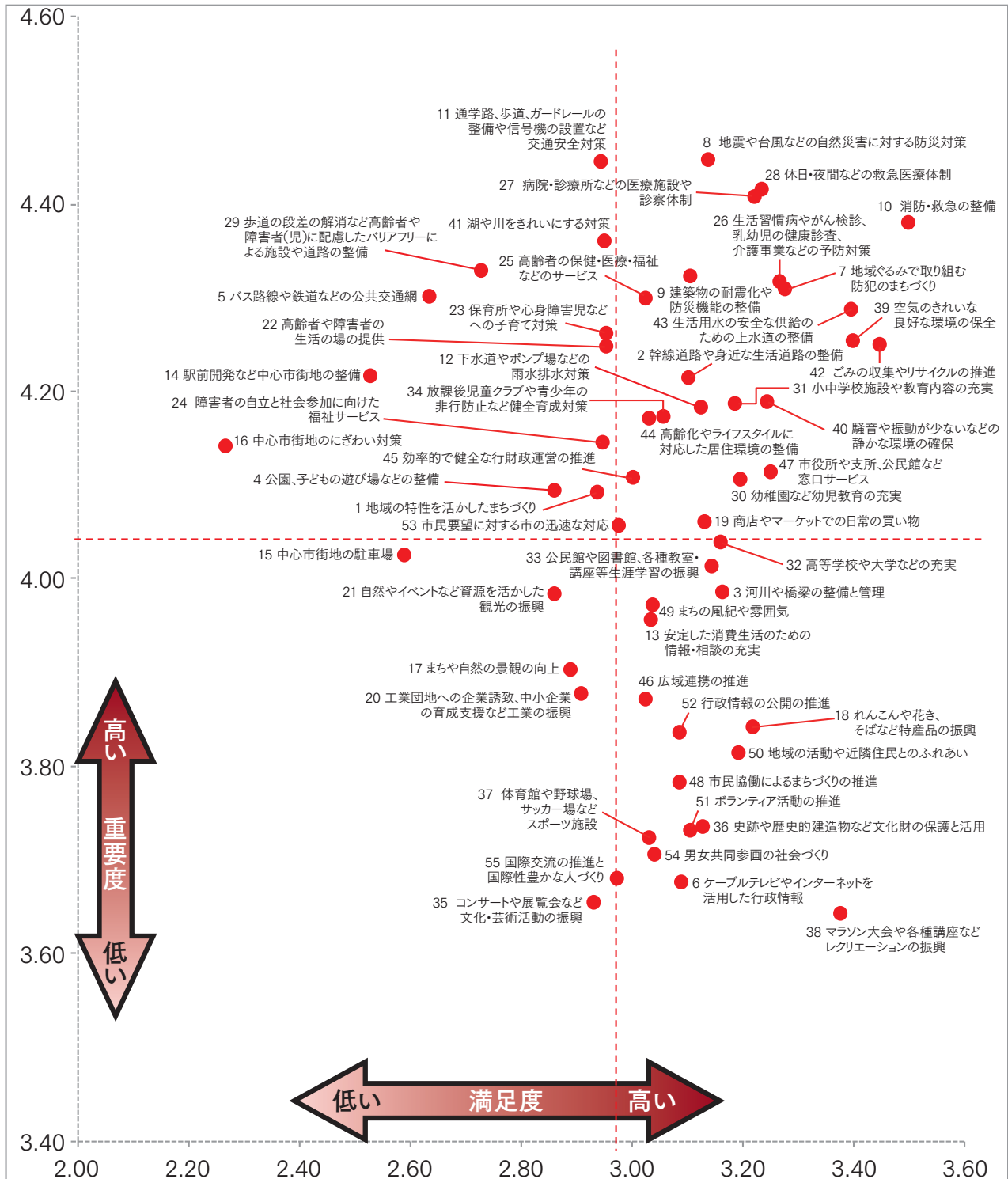
土浦市に“わがまち”といった愛着をもっているかについては、「強くもっている」が11.9%、「ある程度もっている」が52.3%で、合わせて“愛着をもっている”が64.2%となっており、前回の64.8%と比較して0.6ポイント低くなっている。

## ◆土浦市の施策の満足度・重要度について

55の基本施策ごとに、「満足度」と「重要度」を5段階で評価してもらい、施策ごとの加重平均値を出しました。加重平均値の算出方法は下記のとおりです。

### 【加重平均値の算出方法】

加重平均値の算出は、「満足している(重要である)」を5ポイント、「やや満足している(やや重要である)」を4ポイント、「どちらともいえない」を3ポイント、「やや不満である(あまり重要でない)」を2ポイント、「不満である(重要ではない)」を1ポイントとして、それぞれのポイントに回答数を掛け、その合計を回答実数で割って求めます。





## 8. まちづくり市民懇談会等概要

### 1 まちづくり市民懇談会

#### 平成28年度まちづくり市民懇談会

目的：市民のみなさんから、市政の方向や将来像に関する意見・提案等を直接お聞きし、市民と行政が一体となった協働によるまちづくりを目指す。

日程：平成28年10月19日(水)から11月24日(木)の間に8回実施

会場：地区公民館など市の施設

対象者：中学校地区別

発言者：延べ 77人

提出意見：122件

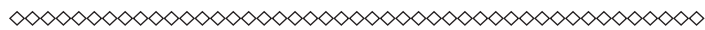
市の出席者：市長、副市長、教育長および全部長

区分	開催日	出席者数			発言者数	提出意見
		男性	女性	計		
一中地区まちづくり市民懇談会	平成28年10月19日(水)	32名	1名	33名	16名	20件
二中地区まちづくり市民懇談会	平成28年10月20日(木)	27名	4名	31名	10名	14件
三中地区まちづくり市民懇談会	平成28年10月28日(金)	40名	6名	46名	11名	12件
四中地区まちづくり市民懇談会	平成28年11月 2日(水)	21名	4名	25名	10名	20件
五中地区まちづくり市民懇談会	平成28年11月15日(火)	25名	1名	26名	8名	18件
六中地区まちづくり市民懇談会	平成28年11月17日(木)	21名	5名	26名	7名	15件
都和中地区まちづくり市民懇談会	平成28年11月22日(火)	24名	2名	26名	8名	9件
新治中地区まちづくり市民懇談会	平成28年11月24日(木)	19名	1名	20名	7名	14件
合計		209名	24名	233名	77名	122件

### 2 パブリック・コメントによる意見

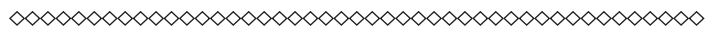
区分	基本構想	基本計画
実施手法	第8次土浦市総合計画基本構想(案)、前期基本計画(案)を市のホームページに掲載したほか、本庁舎(政策企画課及び情報公開室)、都和支所、南支所、上大津支所、新治支所、神立出張所、一中地区公民館、二中地区公民館、三中地区公民館、四中地区公民館、上大津公民館、六中地区公民館、都和公民館、新治地区公民館に設置し、郵送、ファックス、電子メール、持参のいずれかにより募集を行いました。 また、土浦市公式ツイッター及び土浦市公式フェイスブックで情報発信を行いましたほか、若者の意見を求め、つくば国際大学構内にも設置いたしました。	
実施期間	平成29年6月19日(月) ～平成29年7月7日(金)	平成29年12月11日(月) ～平成30年1月5日(金)
意見提出者数	3名	7名
意見数	12件	27件
市ホームページ閲覧数	111件	161件





## 第8次土浦市総合計画

発行 平成30年2月  
土浦市  
〒300-8686  
土浦市大和町9番1号  
電話 029-826-1111(代)



水・みどり・人がきらめく  
安心のまち 活力のまち  
土浦



発行/土浦市

〒300-8686  
茨城県土浦市大和町9番1号  
TEL.029-826-1111(代)  
<http://www.city.tsuchiura.lg.jp/>  
平成30年2月

